

日本株厳選ファンド

日本株厳選ファンド・円コース
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース
日本株厳選ファンド・豪ドルコース
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース
日本株厳選ファンド・米ドルコース
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース
日本株厳選ファンド・トルコリラコース
追加型投信／国内／株式

日本株厳選ファンド・円コース、日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース、日本株厳選ファンド・豪ドルコース、日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース、日本株厳選ファンド・米ドルコース、日本株厳選ファンド・メキシコペソコースおよび日本株厳選ファンド・トルコリラコースの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月7日に関東財務局長に提出しており、2025年7月8日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 荻原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日本株厳選ファンド・円コース

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

日本株厳選ファンド・米ドルコース

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

以下、上記ファンドを総称して「日本株厳選ファンド」、「各コース」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

日本株厳選ファンド・円コース：円コース

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース：ブラジルリアルコース

日本株厳選ファンド・豪ドルコース：豪ドルコース

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース：アジア3通貨コース

日本株厳選ファンド・米ドルコース：米ドルコース

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース：メキシコペソコース

日本株厳選ファンド・トルコリラコース：トルコリラコース

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド2兆5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「円コース」は「日株厳選円」、「ブラジルリアルコース」は「日株厳選ブ」、「豪ドルコース」は「日株厳選豪」、「アジア3通貨コース」は「日株厳選3通」、「米ドルコース」は「日株厳選米」、「メキシコペソコース」は「日株厳選メ」、「トルコリラコース」は「日株厳選ト」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き 3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年7月8日から2026年1月7日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

ニ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

ホ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

[円コース]

当ファンドは、わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

[各コース（円コースを除く）]

当ファンドは、わが国の株式を実質的な主要投資対象とするとともに、為替取引を行うことで信託財産の成長を目指して運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド 5,000 億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	

債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉と

する旨の記載があるものをいう。

(3) 不動産投信（リート）…

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…

「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMMF をいう。

(2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）…

「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMR F をいう。

(3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

(1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)… 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2011 年 4 月 26 日	「日本株厳選ファンド・円コース」、「日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース」、「日本株厳選ファンド・豪ドルコース」、「日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コース」の信託契約締結、設定、運用開始
2013 年 7 月 26 日	「日本株厳選ファンド・米ドルコース」、「日本株厳選ファンド・メキシコペソコース」、「日本株厳選ファンド・トルコリラコース」の信託契約締結、設定、運用開始
2019 年 4 月 1 日	ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友 D S アセットマネジメント株式会社へ承継
2020 年 7 月 11 日	信託期間の終了日を 2021 年 4 月 12 日から 2026 年 4 月 10 日に変更
2025 年 1 月 8 日	「日本株厳選ファンド・円コース」、「日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース」、「日本株厳選ファンド・米ドルコース」の信託期間の終了日を 2026 年 4 月 10 日から 2029 年 4 月 10 日に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

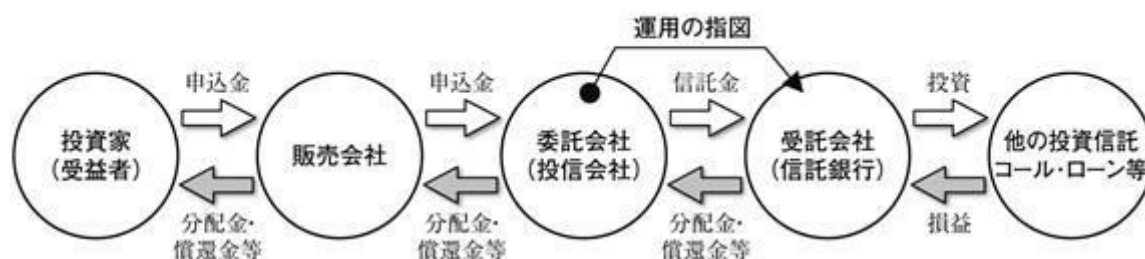
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20 億円（2025 年 4 月 30 日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985 年 7 月 15 日	三生投資顧問株式会社設立
1987 年 2 月 20 日	証券投資顧問業の登録
1987 年 6 月 10 日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999 年 1 月 1 日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999 年 2 月 5 日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000 年 1 月 27 日	証券投資信託委託業の認可取得
2002 年 12 月 1 日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013 年 4 月 1 日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019 年 4 月 1 日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

(2025 年 4 月 30 日現在)

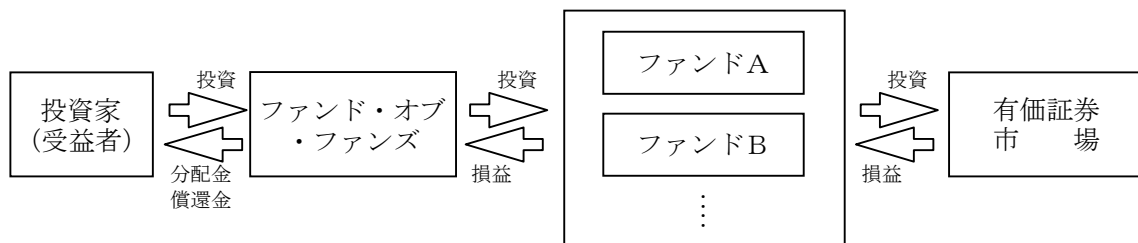
名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1

ーブ			
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①主にわが国の株式を主要投資対象とする（※）を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。

（注）上記の（※）は、以下の各々の場合において、次の通り読みかえるものとします。

円コース	「Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class」受益証券
ブラジルリアルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class」受益証券
豪ドルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class」受益証券
アジア3通貨コース	「Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class」受益証券
米ドルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class」受益証券
メキシコペソコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class」受益証券
トルコリラコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class」受益証券

②資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色



1

主としてわが国の株式の中から、割安と判断される魅力的な銘柄に厳選して投資することで、信託財産の成長を目指します。

□ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

□主として円建ての外国投資信託証券「ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド」への投資を通じて、わが国の株式に実質的に投資します。また、親投資信託である「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」を通じて、円建ての公社債等へ実質的に投資します。

2

円コースおよび為替取引を活用する6つの通貨コースによる7本のファンドから構成されています。

□円コース、ブラジルリアルコース、豪ドルコース、アジア3通貨コース、米ドルコース、メキシコペソコース、トルコリラコースの7本のファンドから構成されています。

※アジア3通貨コースは中国元、インドルピー、インドネシアルピアの為替取引を概ね均等に行います。

□投資を行う外国投資信託証券においては、わが国の株式に投資を行うとともに、円売り、各コースの取引対象通貨買いの為替取引を行います(円コースを除く)。これにより主に通貨間の金利差要因による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)*」、為替変動要因による「為替差益/差損」が生じます。

*詳しくは、後掲「為替取引によるプレミアム/コストについて」をご参照ください。

□各コース間でスイッチングが可能です。

※日本株厳選ファンドについては、今後新たなファンドが追加されることがあります。

※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いがない場合があります。

※日本株厳選ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

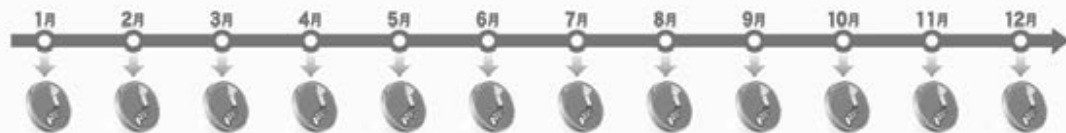
3

毎月の決算時に分配を目指します。

□決算日は毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。

□委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 分配のイメージ



※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

□ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



*スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK)リミテッドは、三井住友DSアセットマネジメント(委託会社)に日本株の運用を一任します。同社は委託会社の子会社(100%出資)です。

※「ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、わが国の割安株式等となります。

ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンドの各クラスにおいて、組入れ資産の円建て資産に対して以下の為替取引を行います。

クラス	為替取引
JPY Class	為替取引は行いません。
BRL Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、ブラジルリアル買いを行います。
AUD Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、豪ドル買いを行います。
Asia Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、アジアの通貨(中国、インド、インドネシアの3カ国の通貨を均等)買いを行います。 ※保有する円建て資産の3分の1程度ずつ各通貨への実質的なエクスポージャーをとります。
USD Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、米ドル買いを行います。
MXN Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、メキシコペソ買いを行います。
TRY Class	原則として保有する円建て資産に対し、円売り、トルコリラ買いを行います。

(注1) 外国投資信託証券で行われる為替取引には、円と各取引対象通貨の為替変動リスクがあります。

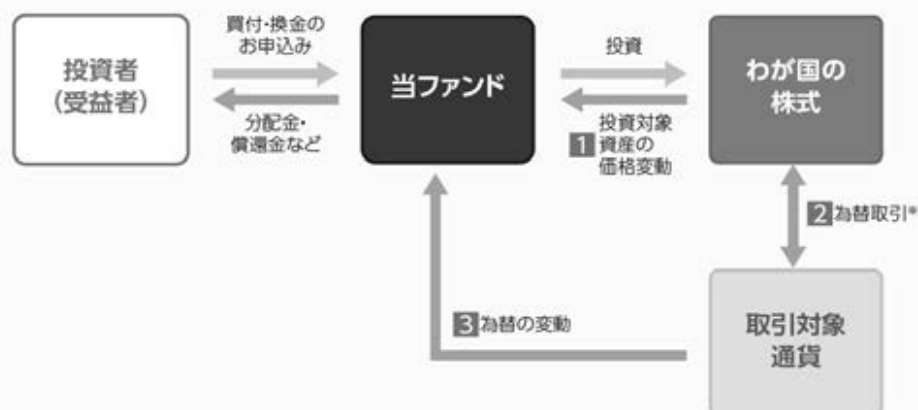
(注2) 為替取引にあたっては、為替予約取引の代わりにNDF(直物為替先渡取引)を利用する場合があります。

●日本株厳選ファンドについては今後新たなファンドが追加されることがあります。

●日本株厳選ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

■当ファンドは主にわが国の株式への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された通貨選択型の投資信託です。



※円コースでは為替取引は行いません。円コースを除く各コースでは、取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生しますのでご注意ください。

■当ファンドの収益の源泉は、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

収益の源泉	収益を得られるケース	損失やコストが発生するケース
1 わが国の株式の 配当収入、値上がり／ 値下がり	株価上昇 企業利益の増加 財務状況の改善 など	株価下落 企業利益の減少 財務状況の悪化 など
2 為替取引による プレミアム／コスト ^(注)	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 > 円の短期金利	コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 円の短期金利
3 為替差益／差損 ^(注)	為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安	為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高

(注)円コースでは為替取引を行わないため、円コースにおける収益の源泉は「わが国の株式の配当収入、値上がり／値下がり」となります。
 ※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

外国投資信託証券の運用について

〔スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK) リミテッドの概要〕

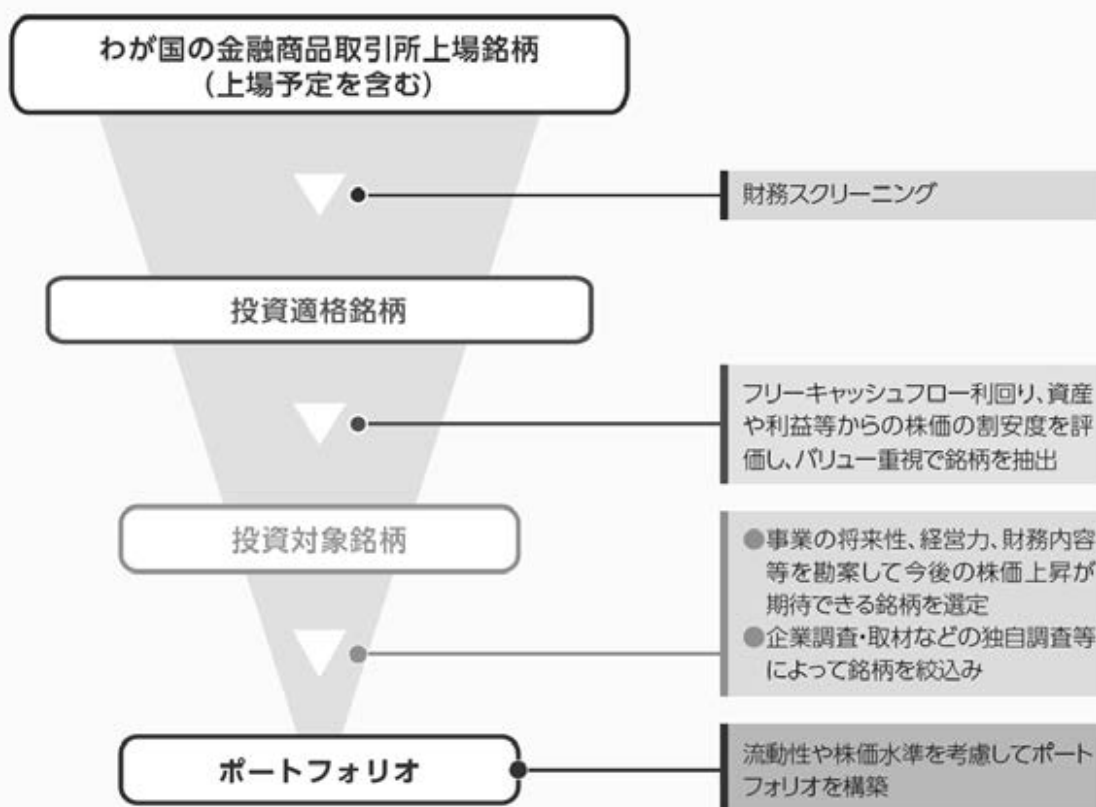
設 立	1982年8月25日
運 用 チーム	運用専門職は2名 平均運用経験年数は22年
拠 点	英国
運用資産残高	約9,597億円

(注) 2025年4月末現在

(出所)スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK)リミテッドの情報を基に委託会社作成

〔日本株式の運用プロセス〕

■投資対象とする外国投資信託の日本株式の運用は、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント (UK) リミテッドからの一任を受け、委託会社の運用部 バリュースタッフが行います。



※上記の運用プロセスは2025年4月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

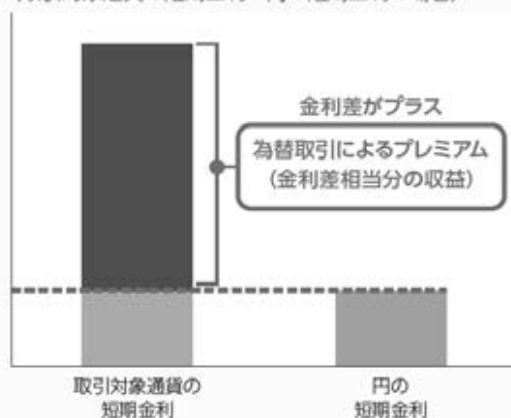
※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

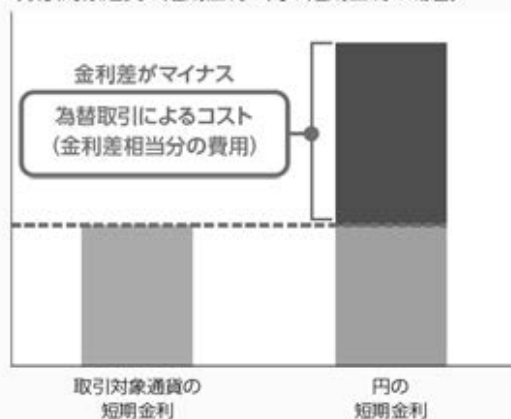
為替取引によるプレミアム／コストについて

▶ 為替取引を活用した収益機会のイメージ

[取引対象通貨の短期金利>円の短期金利の場合]



[取引対象通貨の短期金利<円の短期金利の場合]



■一般的に、円を売って円より高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、円を売って円より低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

■主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF(直物為替先渡取引)等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。



NDF(ノン・デリバブル・フォワード)とは
国外に資本が流出することを規制している等の状況
下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する
為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを
行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で
行う取引をいいます。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

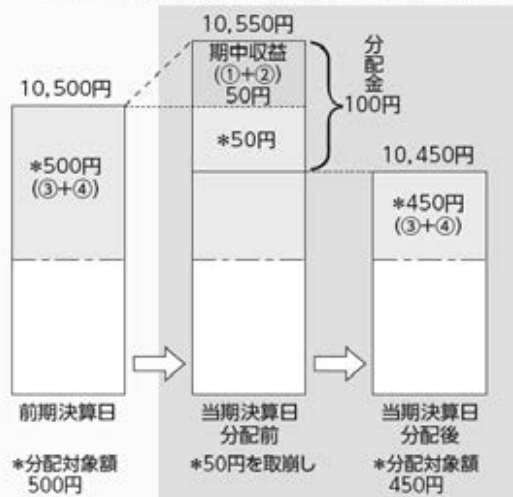


■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

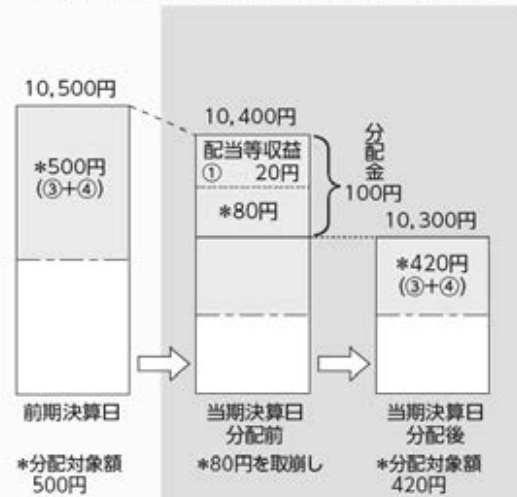
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

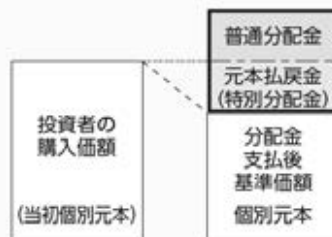


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

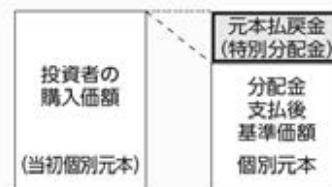
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として（※）および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（注）上記の（※）は、以下の各々の場合において、次の通り読みかえるものとします。

円コース	「Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class」受益証券
ブラジルリアルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class」受益証券
豪ドルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class」受益証券
アジア3通貨コース	「Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class」受益証券
米ドルコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class」受益証券
メキシコペソコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class」受益証券
トルコリラコース	「Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class」受益証券

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、2025年4月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶ **ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド JPY Class / BRL Class / AUD Class / Asia Class / USD Class / MXN Class / TRY Class**

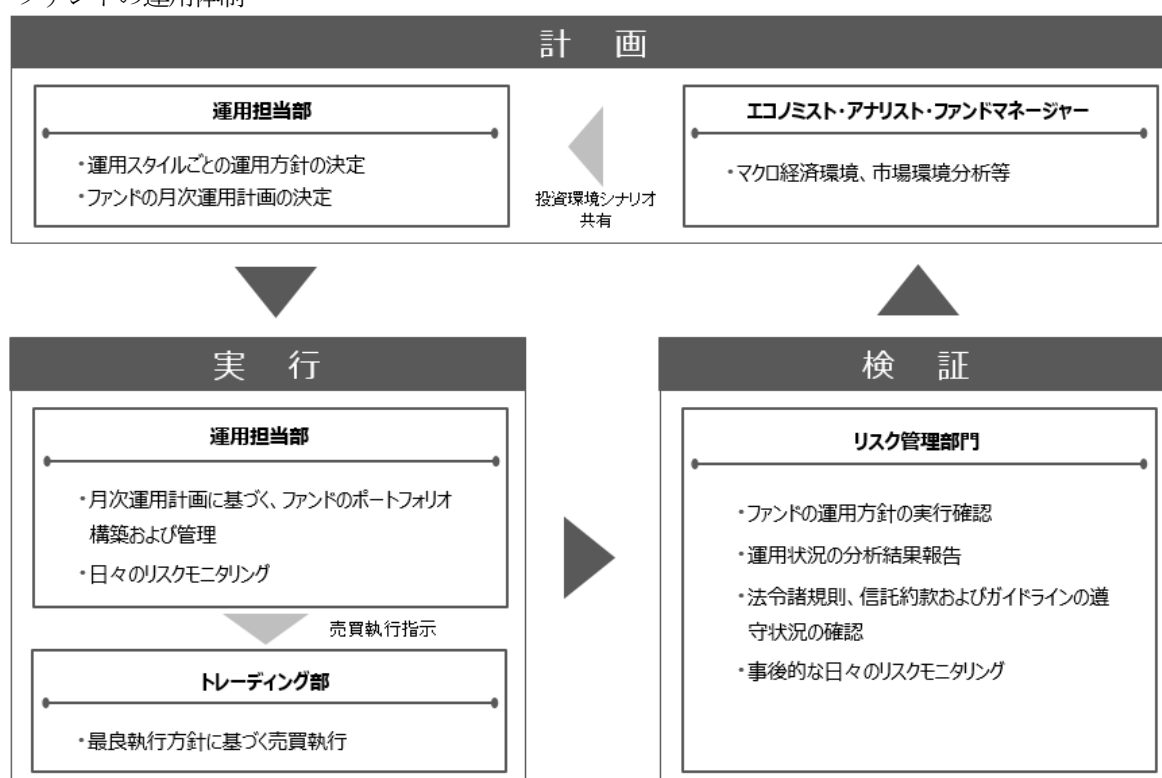
形 態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)
主 要 投 資 対 象	日本企業の株式を主要投資対象とします。また、為替取引を活用します。
運 用 の 基 本 方 針	● わが国の株式(上場予定を含みます。)の中から、割安と判断される魅力的な銘柄を発掘し、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。 ● 企業の資産・利益等と比較して株価が割安と判断される企業群を投資対象とします。 ● 事業の将来性、経営力、財務内容等を勘案して今後の株価上昇が期待できる銘柄を選定します。 ● 通常時においては、30銘柄から60銘柄前後に投資することを基本とします。 ● 各クラスにおいて、原則として保有する円建て資産に対し、円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。JPY Classにおいては為替取引を行いません。 ● 資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができない場合があります。
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資割合には、制限を設けません。 ● 同一銘柄の株式への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ● 円建て以外の資産への投資は行いません。 ● 流動性に欠ける資産への投資割合は、純資産総額の15%以下とします。
分 配 方 針	原則として、毎月4日に分配を行う方針です。
運 用 管 理 費 用	純資産総額に対して 運用報酬 年0.12% 管理報酬等 年0.05%程度(最低年40,000米ドル程度) 名義書換代行費用 年0.01% ※上記のほか、受託会社報酬(年10,000米ドル)、管理および保管に要する費用などがかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
そ の 他 の 費 用	ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
投 資 顧 問 会 社	スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK)リミテッド
副 投 資 顧 問 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社(日本株の運用)
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	本邦貸建て公社債および短期金融商品等
運用の基本方針	本邦貸建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
主 な 投 資 制 限	- 株式への投資は行いません。 - 外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎月の 10 日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

(5) 【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ. 主な投資制限

(イ) 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ. 公社債の借入れの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) (イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ. 信用リスク集中回避のための投資制限

(イ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ. 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、

または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替え

(イ) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ) 為替変動リスク

「各コース（円コースを除く）」

円コースを除く各コースは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落するおそれがあります。なお、取引対象通貨の金利が円金利より低い場合、円と取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

(ニ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

a. 為替取引に関する留意点

主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替取引ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

アジア3通貨コースでは、投資環境や資金動向および為替の変動等により、実質的な通貨配分が基本配分から大きく乖離する場合があります。

b. 外国投資信託証券への投資について

外国投資信託証券からわが国の株式へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

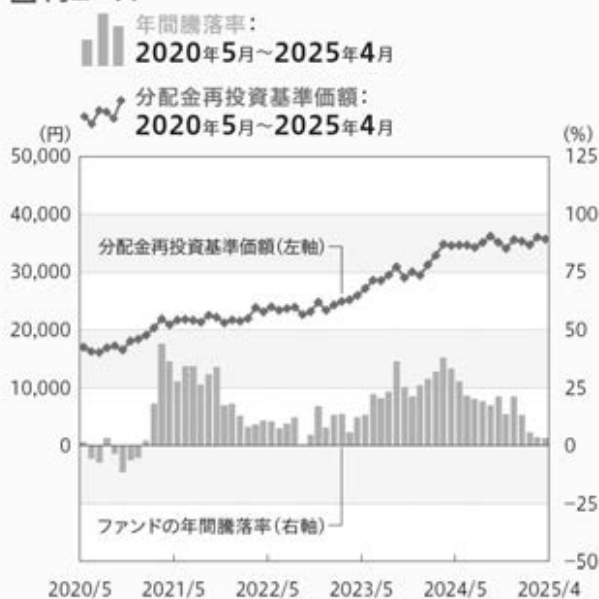
コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

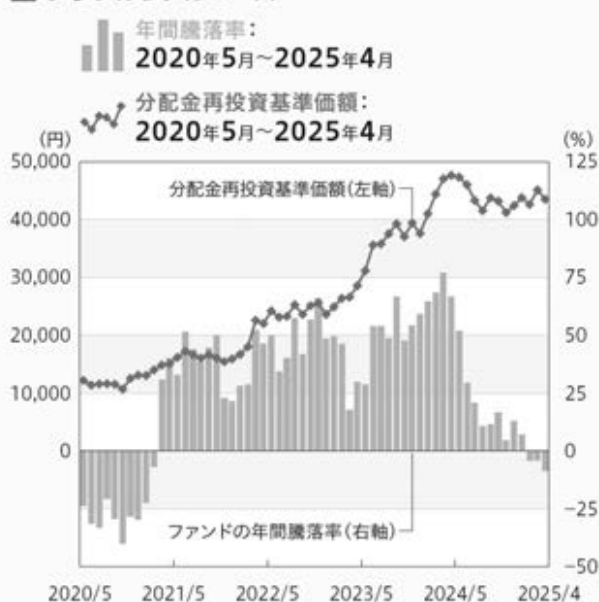
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

円コース



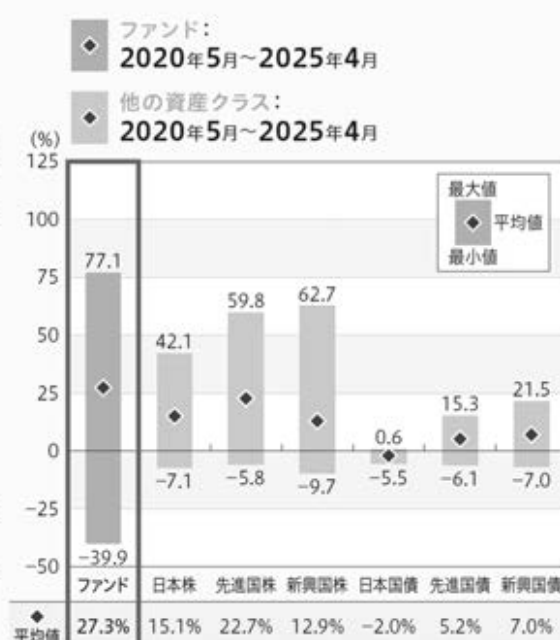
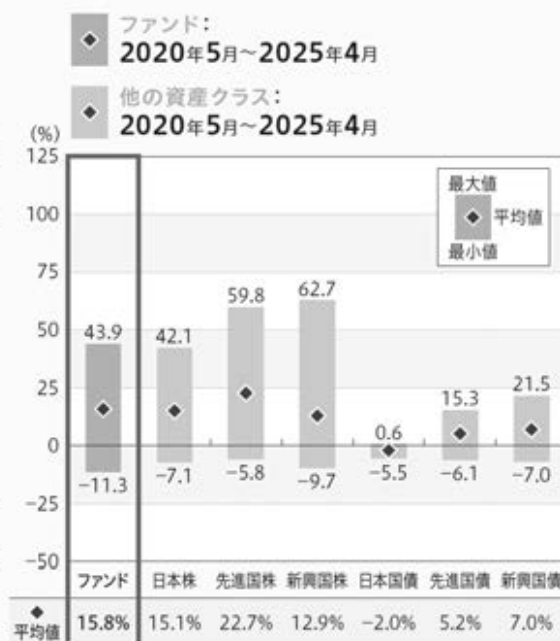
ブラジルリアルコース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と
分配金再投資基準価額の推移を表示したもので
す。

■ 豪ドルコース



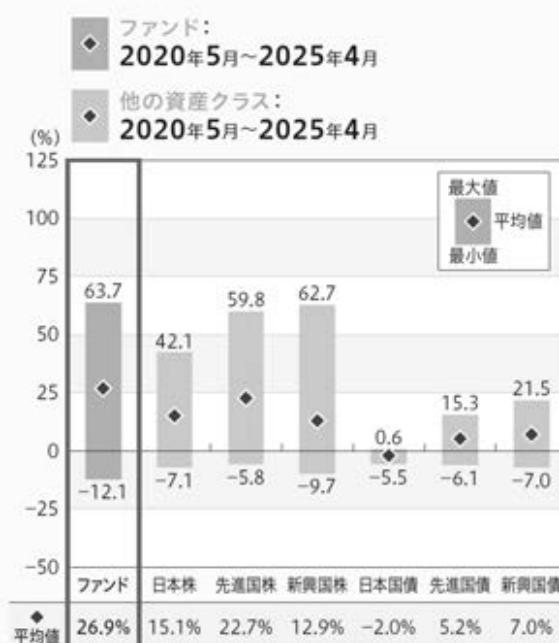
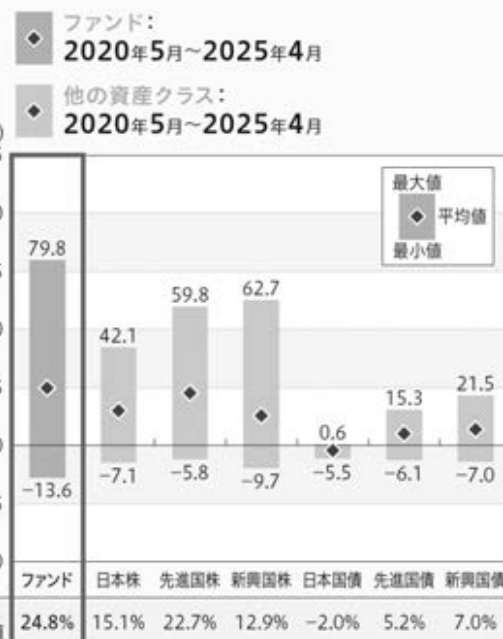
■ アジア3通貨コース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を
分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と
同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、
各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を
比較したものです。



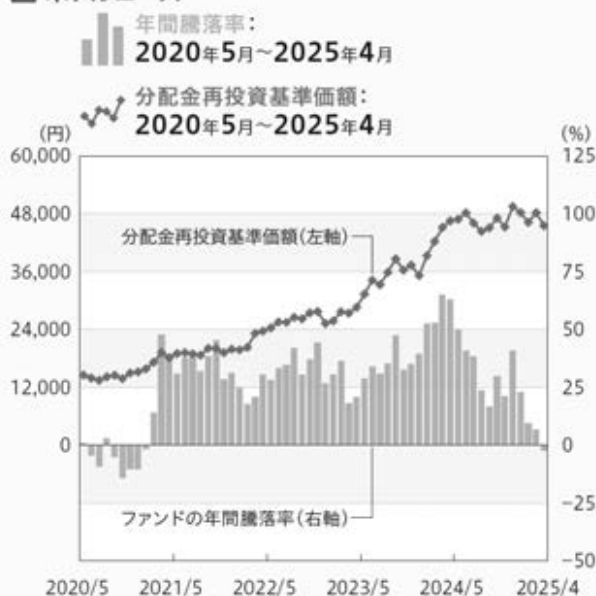
※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと
仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと
は異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 米ドルコース



■ メキシコペソコース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

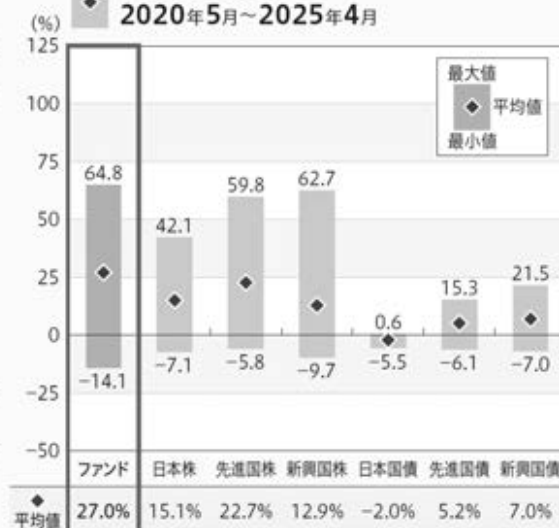
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

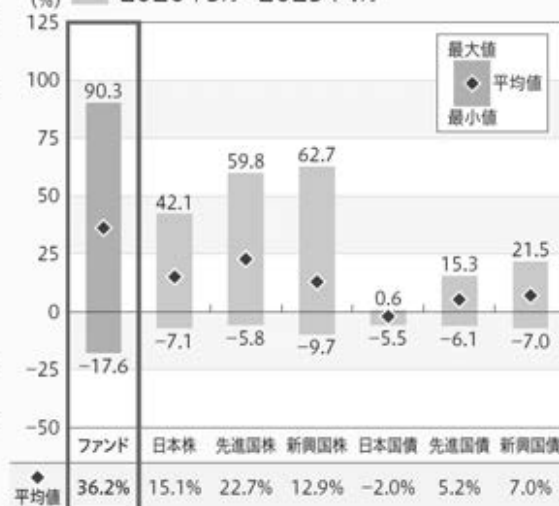
ファンド：
2020年5月～2025年4月

他の資産クラス：
2020年5月～2025年4月



ファンド：
2020年5月～2025年4月

他の資産クラス：
2020年5月～2025年4月



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

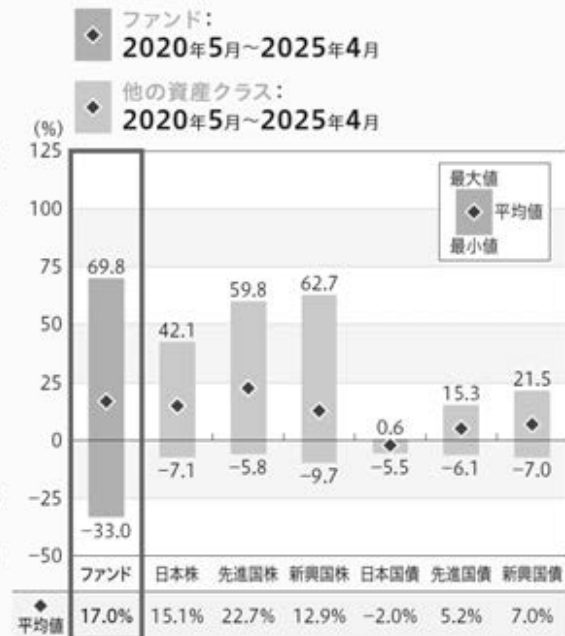
■ トルコリラコース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き 3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年 1.5675%（税抜き 1.425%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の配分は以下の通りです。 <信託報酬の配分（税抜き）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年 0.70%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年 0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年 0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年 0.18%程度*		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年 1.7475%（税抜き 1.605%）程度*		

*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

上記の料率は、2025 年 4 月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各特定期末（毎年 4 月、10 月に属する計算期末）または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
 - ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

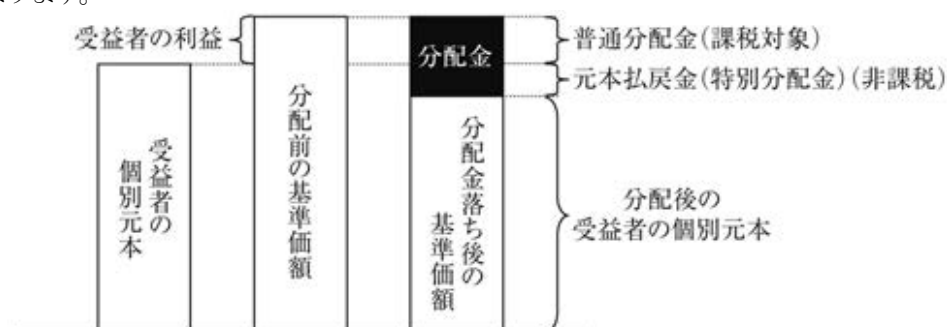
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が

元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、NISAの対象ではありません。

※上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年4月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率



直近の運用報告書の対象期間(2024年10月11日～2025年4月10日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
円コース	1.82%	1.57%	0.26%
ブラジルリアルコース	1.82%	1.56%	0.26%
豪ドルコース	1.82%	1.57%	0.26%
アジア3通貨コース	1.83%	1.57%	0.26%
米ドルコース	1.83%	1.57%	0.26%
メキシコペソコース	1.83%	1.57%	0.27%
トルコリラコース	1.82%	1.56%	0.26%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

日本株厳選ファンド・円コース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	37,957,187,650	97.93
親投資信託受益証券	日本	275,331	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	803,356,303	2.07
合計（純資産総額）		38,760,819,284	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	9,930,972,503	97.74
親投資信託受益証券	日本	445,955	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	229,194,744	2.26
合計（純資産総額）		10,160,613,202	100.00

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,054,396,044	97.63
親投資信託受益証券	日本	691,037	0.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	49,079,481	2.34
合計（純資産総額）		2,104,166,562	100.00

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	829,310,673	97.75

親投資信託受益証券	日本	9,943	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	19,038,174	2.25
合計（純資産総額）		848,358,790	100.00

日本株厳選ファンド・米ドルコース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	11,700,236,549	97.86
親投資信託受益証券	日本	199,921	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	255,777,849	2.14
合計（純資産総額）		11,956,214,319	100.00

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	755,172,783	96.95
親投資信託受益証券	日本	199,921	0.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	23,590,096	3.02
合計（純資産総額）		778,962,800	100.00

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

2025年4月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,400,223,940	97.88
親投資信託受益証券	日本	199,921	0.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	30,109,555	2.11
合計（純資産総額）		1,430,533,416	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

日本株厳選ファンド・円コース

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class	37,708,312,786	0.9084	34,252,900,673	1.0066	37,957,187,650	97.93
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	270,889	1.0162	275,277	1.0164	275,331	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.93
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.93

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class	13,476,689,515	0.6291	8,478,185,377	0.7369	9,930,972,503	97.74
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	438,760	1.0162	445,867	1.0164	445,955	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.74
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.74

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

イ 主要投資銘柄

2025 年 4 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class	2,484,154,830	0.7157	1,777,969,863	0.8270	2,054,396,044	97.63
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	679,887	1.0162	690,901	1.0164	691,037	0.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 4 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.63
親投資信託受益証券	0.03
合 計	97.67

日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コース

イ 主要投資銘柄

2025 年 4 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class	945,622,205	0.7923	749,216,474	0.8770	829,310,673	97.75
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	9,783	1.0162	9,941	1.0164	9,943	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 4 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.75
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.76

日本株厳選ファンド・米ドルコース

イ 主要投資銘柄

2025 年 4 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class	13,102,168,589	0.8168	10,702,216,761	0.8930	11,700,236,549	97.86
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	196,696	1.0162	199,882	1.0164	199,921	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 4 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.86
親投資信託受益証券	0.00
合 計	97.86

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

イ 主要投資銘柄

2025 年 4 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class	966,806,790	0.6696	647,379,606	0.7811	755,172,783	96.95
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マネ ジメント・マザー ファンド	196,696	1.0162	199,882	1.0164	199,921	0.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 4 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.95
親投資信託受益証券	0.03
合 計	96.97

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

イ 主要投資銘柄

2025 年 4 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class	11,505,537,717	0.1100	1,265,799,297	0.1217	1,400,223,940	97.88
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	196,696	1.0162	199,882	1.0164	199,921	0.01

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025 年 4 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.88
親投資信託受益証券	0.01
合 計	97.90

②【投資不動産物件】

日本株厳選ファンド・円コース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日本株厳選ファンド・円コース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

日本株厳選ファンド・円コース

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定 9 期 (2015 年 10 月 13 日)	98,513,187,907	104,960,492,320	14,199	15,699
特定 10 期 (2016 年 4 月 11 日)	146,051,125,327	161,089,911,231	10,771	12,171
特定 11 期 (2016 年 10 月 11 日)	138,411,268,621	155,291,443,388	9,790	10,990
特定 12 期 (2017 年 4 月 10 日)	112,888,153,679	124,807,066,336	10,122	11,072
特定 13 期 (2017 年 10 月 10 日)	96,573,802,405	105,538,596,688	10,473	11,373
特定 14 期 (2018 年 4 月 10 日)	86,094,435,520	93,816,544,128	9,732	10,632
特定 15 期 (2018 年 10 月 10 日)	88,967,407,605	96,776,116,241	8,827	9,652
特定 16 期 (2019 年 4 月 10 日)	69,859,999,603	74,190,997,863	7,527	7,977
特定 17 期 (2019 年 10 月 10 日)	53,640,899,450	57,340,761,800	6,868	7,303
特定 18 期 (2020 年 4 月 10 日)	34,860,845,877	37,251,790,729	5,574	5,934
特定 19 期 (2020 年 10 月 12 日)	34,287,991,515	36,442,680,878	5,979	6,339
特定 20 期 (2021 年 4 月 12 日)	34,543,024,032	36,425,389,696	7,068	7,428
特定 21 期 (2021 年 10 月 11 日)	31,035,291,611	32,689,829,971	6,913	7,273
特定 22 期 (2022 年 4 月 11 日)	27,606,853,466	29,131,864,039	6,867	7,227
特定 23 期 (2022 年 10 月 11 日)	29,521,732,006	31,050,789,197	6,548	6,908
特定 24 期 (2023 年 4 月 10 日)	35,685,220,278	37,466,862,831	6,690	7,050
特定 25 期 (2023 年 10 月 10 日)	41,813,136,971	43,770,068,590	7,502	7,862
特定 26 期 (2024 年 4 月 10 日)	48,310,236,588	50,364,067,711	8,553	8,913
特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日)	43,843,784,976	45,816,909,993	8,283	8,643
特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日)	35,286,049,365	37,109,064,091	7,197	7,557
2024 年 4 月末日	47,316,847,561	—	8,421	—
5 月末日	47,064,860,875	—	8,383	—
6 月末日	46,345,886,310	—	8,324	—
7 月末日	44,728,739,787	—	8,168	—
8 月末日	45,152,761,466	—	8,309	—
9 月末日	45,342,391,350	—	8,502	—
10 月末日	43,099,186,262	—	8,191	—
11 月末日	41,091,420,467	—	7,887	—
12 月末日	41,658,393,139	—	8,179	—
2025 年 1 月末日	40,520,676,503	—	8,057	—
2 月末日	38,892,450,672	—	7,852	—
3 月末日	39,801,619,266	—	8,089	—
4 月末日	38,760,819,284	—	7,952	—

(注 1) 分配付純資産総額 (分配付 1 万口当たりの純資産額) は、特定期間中の分配金累計額 (1 万口当たりの分配金累計額) を当該特定期間末の分配落純資産総額 (分配落 1 万口当たりの純資産額) に加算したものです。

(注 2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定 9 期 (2015 年 10 月 13 日)	95,856,517,407	112,615,146,574	7,789	9,289
特定 10 期 (2016 年 4 月 11 日)	76,713,335,131	94,934,185,124	5,202	6,502
特定 11 期 (2016 年 10 月 11 日)	81,956,327,460	96,079,118,677	4,945	5,845
特定 12 期 (2017 年 4 月 10 日)	80,478,025,424	90,462,636,414	5,816	6,466
特定 13 期 (2017 年 10 月 10 日)	74,255,651,931	81,926,606,315	6,207	6,807
特定 14 期 (2018 年 4 月 10 日)	58,511,218,286	65,196,801,959	5,186	5,786
特定 15 期 (2018 年 10 月 10 日)	51,126,713,723	57,347,834,414	4,495	5,045
特定 16 期 (2019 年 4 月 10 日)	36,349,946,337	39,479,432,150	3,658	3,958
特定 17 期 (2019 年 10 月 10 日)	26,565,016,227	29,214,130,324	3,020	3,305
特定 18 期 (2020 年 4 月 10 日)	13,872,276,686	15,453,931,713	1,984	2,194
特定 19 期 (2020 年 10 月 12 日)	11,454,111,296	12,335,715,472	1,885	2,020
特定 20 期 (2021 年 4 月 12 日)	11,812,707,341	12,483,832,288	2,252	2,372
特定 21 期 (2021 年 10 月 11 日)	10,885,075,675	11,472,675,998	2,333	2,453
特定 22 期 (2022 年 4 月 11 日)	12,207,524,272	12,715,674,535	3,102	3,222
特定 23 期 (2022 年 10 月 11 日)	11,504,583,583	11,935,272,871	3,364	3,484
特定 24 期 (2023 年 4 月 10 日)	10,723,078,409	11,110,496,550	3,430	3,550
特定 25 期 (2023 年 10 月 10 日)	11,944,316,254	12,288,653,233	4,577	4,697
特定 26 期 (2024 年 4 月 10 日)	13,719,214,397	14,012,335,493	5,843	5,963
特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日)	11,532,768,808	11,803,876,759	5,247	5,367
特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日)	8,781,176,146	9,031,866,309	4,368	4,488
2024 年 4 月末日	13,644,013,476	－	5,844	－
5 月末日	13,370,675,422	－	5,783	－
6 月末日	12,765,978,202	－	5,606	－
7 月末日	11,774,063,243	－	5,253	－
8 月末日	11,188,525,919	－	5,022	－
9 月末日	11,621,697,023	－	5,265	－
10 月末日	11,270,023,955	－	5,178	－
11 月末日	10,561,001,077	－	4,921	－
12 月末日	10,645,400,784	－	5,045	－
2025 年 1 月末日	10,770,841,027	－	5,189	－
2 月末日	10,357,009,166	－	5,029	－
3 月末日	10,706,602,898	－	5,305	－
4 月末日	10,160,613,202	－	5,093	－

(注 1) 分配付純資産総額 (分配付 1 万口当たりの純資産額) は、特定期間中の分配金累計額 (1 万口当たりの分配金累計額) を当該特定期間末の分配落純資産総額 (分配落 1 万口当たりの純資産額) に加算したものです。

(注 2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定 9 期 (2015 年 10 月 13 日)	13,849,363,929	15,365,334,837	13,542	15,042
特定 10 期 (2016 年 4 月 11 日)	13,030,662,694	14,575,707,403	9,577	10,877
特定 11 期 (2016 年 10 月 11 日)	12,039,724,515	13,304,628,323	8,420	9,320
特定 12 期 (2017 年 4 月 10 日)	10,604,983,410	11,420,702,828	9,529	10,179
特定 13 期 (2017 年 10 月 10 日)	8,961,342,228	9,537,422,284	10,779	11,379
特定 14 期 (2018 年 4 月 10 日)	7,242,183,464	7,688,862,463	9,813	10,413
特定 15 期 (2018 年 10 月 10 日)	6,013,799,185	6,409,776,540	8,999	9,549
特定 16 期 (2019 年 4 月 10 日)	4,518,213,924	4,702,069,142	7,807	8,107
特定 17 期 (2019 年 10 月 10 日)	3,321,034,938	3,473,206,502	6,692	6,977
特定 18 期 (2020 年 4 月 10 日)	2,168,931,138	2,260,498,954	5,241	5,451
特定 19 期 (2020 年 10 月 12 日)	2,350,317,637	2,432,260,577	6,417	6,627
特定 20 期 (2021 年 4 月 12 日)	2,701,321,779	2,772,652,353	8,499	8,709
特定 21 期 (2021 年 10 月 11 日)	2,308,286,044	2,369,038,017	8,371	8,581
特定 22 期 (2022 年 4 月 11 日)	2,334,163,235	2,387,852,301	9,612	9,822
特定 23 期 (2022 年 10 月 11 日)	2,024,753,171	2,071,896,311	9,506	9,716
特定 24 期 (2023 年 4 月 10 日)	1,908,220,318	1,950,987,196	9,611	9,821
特定 25 期 (2023 年 10 月 10 日)	2,116,139,885	2,153,591,770	12,193	12,403
特定 26 期 (2024 年 4 月 10 日)	2,574,258,145	2,609,943,260	15,438	15,648
特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日)	2,455,549,067	2,489,599,333	15,448	15,658
特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日)	1,830,133,821	1,861,987,268	12,264	12,474
2024 年 4 月末日	2,595,459,897	—	15,575	—
5 月末日	2,629,033,818	—	15,838	—
6 月末日	2,642,041,317	—	16,276	—
7 月末日	2,454,927,936	—	15,245	—
8 月末日	2,444,367,050	—	15,095	—
9 月末日	2,493,903,471	—	15,578	—
10 月末日	2,430,096,846	—	15,426	—
11 月末日	2,233,817,251	—	14,584	—
12 月末日	2,317,080,464	—	15,224	—
2025 年 1 月末日	2,231,502,750	—	14,865	—
2 月末日	2,134,819,868	—	14,262	—
3 月末日	2,230,782,866	—	14,939	—
4 月末日	2,104,166,562	—	14,106	—

(注 1) 分配付純資産総額 (分配付 1 万口当たりの純資産額) は、特定期間中の分配金累計額 (1 万口当たりの分配金累計額) を当該特定期間末の分配落純資産総額 (分配落 1 万口当たりの純資産額) に加算したものです。

(注 2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定 9 期 (2015 年 10 月 13 日)	4,910,354,109	5,410,810,074	15,495	16,995
特定 10 期 (2016 年 4 月 11 日)	3,040,112,974	3,449,926,748	10,934	12,334
特定 11 期 (2016 年 10 月 11 日)	2,357,792,001	2,675,132,864	9,520	10,720
特定 12 期 (2017 年 4 月 10 日)	2,137,621,216	2,346,601,597	10,778	11,728
特定 13 期 (2017 年 10 月 10 日)	2,012,384,522	2,176,203,498	11,710	12,610
特定 14 期 (2018 年 4 月 10 日)	1,952,287,825	2,114,714,581	10,850	11,750
特定 15 期 (2018 年 10 月 10 日)	1,712,058,457	1,859,192,218	9,697	10,522
特定 16 期 (2019 年 4 月 10 日)	1,422,556,867	1,497,113,556	8,939	9,389
特定 17 期 (2019 年 10 月 10 日)	1,119,831,944	1,183,778,444	7,963	8,398
特定 18 期 (2020 年 4 月 10 日)	715,031,865	759,042,836	6,352	6,712
特定 19 期 (2020 年 10 月 12 日)	751,370,904	790,771,108	7,242	7,602
特定 20 期 (2021 年 4 月 12 日)	791,375,531	825,262,628	9,125	9,485
特定 21 期 (2021 年 10 月 11 日)	762,371,395	791,952,317	9,535	9,895
特定 22 期 (2022 年 4 月 11 日)	782,468,919	809,328,937	10,772	11,132
特定 23 期 (2022 年 10 月 11 日)	781,514,191	806,672,979	11,473	11,833
特定 24 期 (2023 年 4 月 10 日)	782,166,754	806,578,018	11,368	11,728
特定 25 期 (2023 年 10 月 10 日)	922,373,396	945,925,657	14,546	14,906
特定 26 期 (2024 年 4 月 10 日)	1,037,307,107	1,059,233,189	17,682	18,042
特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日)	1,008,989,862	1,029,957,487	17,727	18,087
特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日)	774,174,012	793,556,159	14,980	15,340
2024 年 4 月末日	1,055,576,350	—	17,861	—
5 月末日	1,068,210,425	—	17,950	—
6 月末日	1,087,697,258	—	18,355	—
7 月末日	1,016,545,929	—	17,534	—
8 月末日	994,344,718	—	17,176	—
9 月末日	1,018,796,380	—	17,588	—
10 月末日	1,012,986,858	—	17,965	—
11 月末日	947,618,756	—	16,994	—
12 月末日	996,068,877	—	18,267	—
2025 年 1 月末日	939,594,876	—	17,715	—
2 月末日	889,711,805	—	16,852	—
3 月末日	916,182,004	—	17,617	—
4 月末日	848,358,790	—	16,526	—

(注1) 分配付純資産総額(分配付1万口当たりの純資産額)は、特定期間中の分配金累計額(1万口当たりの分配金累計額)を当該特定期間末の分配落純資産総額(分配落1万口当たりの純資産額)に加算したものです。

(注2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定 5 期 (2015 年 10 月 13 日)	56,381,578,987	58,943,468,367	14,193	15,093
特定 6 期 (2016 年 4 月 11 日)	50,354,104,294	54,540,111,808	10,059	10,959
特定 7 期 (2016 年 10 月 11 日)	48,064,546,381	52,753,667,223	8,862	9,762
特定 8 期 (2017 年 4 月 10 日)	49,403,696,358	53,954,387,269	9,869	10,769
特定 9 期 (2017 年 10 月 10 日)	45,502,469,111	49,745,874,629	10,416	11,316
特定 10 期 (2018 年 4 月 10 日)	40,514,702,741	44,134,244,271	9,268	10,168
特定 11 期 (2018 年 10 月 10 日)	44,861,416,468	48,777,556,646	8,949	9,774
特定 12 期 (2019 年 4 月 10 日)	34,614,745,278	36,771,923,546	7,587	8,037
特定 13 期 (2019 年 10 月 10 日)	24,527,548,897	26,291,112,105	6,759	7,194
特定 14 期 (2020 年 4 月 10 日)	15,444,896,243	16,519,996,869	5,566	5,926
特定 15 期 (2020 年 10 月 12 日)	14,597,920,064	15,546,216,249	5,824	6,184
特定 16 期 (2021 年 4 月 12 日)	13,961,790,971	14,755,939,324	7,136	7,496
特定 17 期 (2021 年 10 月 11 日)	12,025,984,385	12,665,248,878	7,153	7,513
特定 18 期 (2022 年 4 月 11 日)	11,786,828,028	12,351,865,937	7,913	8,273
特定 19 期 (2022 年 10 月 11 日)	12,550,304,950	13,064,987,240	8,937	9,297
特定 20 期 (2023 年 4 月 10 日)	11,141,180,805	11,623,339,362	8,609	8,969
特定 21 期 (2023 年 10 月 10 日)	13,110,862,025	13,541,032,393	11,330	11,690
特定 22 期 (2024 年 4 月 10 日)	15,135,829,751	15,545,166,056	13,654	14,014
特定 23 期 (2024 年 10 月 10 日)	14,196,340,838	14,583,808,705	13,452	13,812
特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日)	10,980,917,664	11,330,438,487	11,820	12,180
2024 年 4 月末日	15,324,959,709	—	13,908	—
5 月末日	15,206,165,110	—	13,945	—
6 月末日	15,404,747,583	—	14,281	—
7 月末日	14,592,175,965	—	13,595	—
8 月末日	13,955,311,377	—	13,019	—
9 月末日	13,994,570,412	—	13,173	—
10 月末日	14,170,867,891	—	13,711	—
11 月末日	13,246,176,348	—	13,110	—
12 月末日	14,033,549,764	—	14,269	—
2025 年 1 月末日	13,353,551,380	—	13,848	—
2 月末日	12,565,433,903	—	13,211	—
3 月末日	12,837,071,584	—	13,726	—
4 月末日	11,956,214,319	—	12,886	—

(注 1) 分配付純資産総額 (分配付 1 万口当たりの純資産額) は、特定期間中の分配金累計額 (1 万口当たりの分配金累計額) を当該特定期間末の分配落純資産総額 (分配落 1 万口当たりの純資産額) に加算したものです。

(注 2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定 5 期 (2015 年 10 月 13 日)	732,270,782	779,920,512	11,315	11,915
特定 6 期 (2016 年 4 月 11 日)	461,957,141	498,379,459	7,492	8,092
特定 7 期 (2016 年 10 月 11 日)	456,381,785	499,618,472	6,053	6,653
特定 8 期 (2017 年 4 月 10 日)	1,421,710,701	1,497,552,350	7,085	7,685
特定 9 期 (2017 年 10 月 10 日)	1,701,691,903	1,834,614,069	7,800	8,400
特定 10 期 (2018 年 4 月 10 日)	1,230,505,217	1,321,493,441	7,370	7,970
特定 11 期 (2018 年 10 月 10 日)	757,064,271	834,513,208	7,147	7,697
特定 12 期 (2019 年 4 月 10 日)	490,370,180	516,659,541	6,319	6,619
特定 13 期 (2019 年 10 月 10 日)	386,716,240	407,983,750	5,629	5,929
特定 14 期 (2020 年 4 月 10 日)	241,477,270	260,390,381	4,079	4,379
特定 15 期 (2020 年 10 月 12 日)	225,479,544	240,856,524	4,767	5,067
特定 16 期 (2021 年 4 月 12 日)	253,040,587	262,240,357	6,355	6,565
特定 17 期 (2021 年 10 月 11 日)	200,891,103	208,122,022	6,426	6,636
特定 18 期 (2022 年 4 月 11 日)	210,810,878	216,789,088	7,580	7,790
特定 19 期 (2022 年 10 月 11 日)	252,931,942	258,887,804	9,006	9,216
特定 20 期 (2023 年 4 月 10 日)	420,390,449	427,338,427	9,968	10,178
特定 21 期 (2023 年 10 月 10 日)	1,346,639,789	1,362,505,364	13,677	13,887
特定 22 期 (2024 年 4 月 10 日)	1,704,945,381	1,723,883,522	19,303	19,513
特定 23 期 (2024 年 10 月 10 日)	1,174,265,993	1,191,461,675	16,705	16,915
特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日)	663,989,068	675,518,194	14,215	14,425
2024 年 4 月末日	1,905,122,599	—	18,966	—
5 月末日	1,871,263,738	—	19,197	—
6 月末日	1,508,961,083	—	18,363	—
7 月末日	1,309,866,489	—	17,229	—
8 月末日	1,189,444,932	—	15,668	—
9 月末日	1,173,234,118	—	16,147	—
10 月末日	1,142,569,855	—	16,444	—
11 月末日	1,007,898,706	—	15,443	—
12 月末日	955,782,552	—	17,283	—
2025 年 1 月末日	881,884,135	—	16,749	—
2 月末日	758,461,369	—	16,080	—
3 月末日	792,102,905	—	16,834	—
4 月末日	778,962,800	—	16,502	—

(注 1) 分配付純資産総額 (分配付 1 万口当たりの純資産額) は、特定期間中の分配金累計額 (1 万口当たりの分配金累計額) を当該特定期間末の分配落純資産総額 (分配落 1 万口当たりの純資産額) に加算したものです。

(注 2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
特定 5 期 (2015 年 10 月 13 日)	765,930,136	806,537,917	10,854	11,454
特定 6 期 (2016 年 4 月 11 日)	561,084,176	601,929,062	8,290	8,890
特定 7 期 (2016 年 10 月 11 日)	438,573,460	475,750,707	7,218	7,818
特定 8 期 (2017 年 4 月 10 日)	456,188,680	490,226,088	6,936	7,536
特定 9 期 (2017 年 10 月 10 日)	1,031,613,499	1,094,961,174	7,970	8,570
特定 10 期 (2018 年 4 月 10 日)	957,966,639	1,033,881,214	6,756	7,356
特定 11 期 (2018 年 10 月 10 日)	1,830,938,149	1,935,672,808	4,504	5,054
特定 12 期 (2019 年 4 月 10 日)	2,434,325,073	2,576,552,104	4,566	4,866
特定 13 期 (2019 年 10 月 10 日)	2,036,320,469	2,188,832,322	4,283	4,583
特定 14 期 (2020 年 4 月 10 日)	977,159,344	1,086,088,778	3,240	3,540
特定 15 期 (2020 年 10 月 12 日)	813,256,001	899,864,283	2,987	3,287
特定 16 期 (2021 年 4 月 12 日)	835,792,066	888,612,615	3,770	3,980
特定 17 期 (2021 年 10 月 11 日)	619,963,737	658,461,473	3,760	3,970
特定 18 期 (2022 年 4 月 11 日)	335,239,643	364,342,484	2,534	2,744
特定 19 期 (2022 年 10 月 11 日)	335,598,580	363,143,874	2,633	2,843
特定 20 期 (2023 年 4 月 10 日)	438,995,356	468,535,039	2,625	2,835
特定 21 期 (2023 年 10 月 10 日)	538,013,367	576,532,321	2,933	3,143
特定 22 期 (2024 年 4 月 10 日)	620,539,840	658,743,974	3,490	3,700
特定 23 期 (2024 年 10 月 10 日)	1,250,609,610	1,313,545,411	3,766	3,976
特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日)	1,249,841,366	1,322,791,579	3,493	3,703
2024 年 4 月末日	643,057,452	—	3,614	—
5 月末日	714,229,766	—	3,750	—
6 月末日	1,142,992,241	—	3,831	—
7 月末日	1,253,723,159	—	3,740	—
8 月末日	1,211,973,215	—	3,554	—
9 月末日	1,249,462,563	—	3,688	—
10 月末日	1,176,146,467	—	3,930	—
11 月末日	1,097,225,227	—	3,815	—
12 月末日	1,493,266,892	—	4,166	—
2025 年 1 月末日	1,419,180,085	—	4,102	—
2 月末日	1,409,820,492	—	3,928	—
3 月末日	1,455,303,734	—	4,016	—
4 月末日	1,430,533,416	—	3,860	—

(注 1) 分配付純資産総額 (分配付 1 万口当たりの純資産額) は、特定期間中の分配金累計額 (1 万口当たりの分配金累計額) を当該特定期間末の分配落純資産総額 (分配落 1 万口当たりの純資産額) に加算したものです。

(注 2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

日本株厳選ファンド・円コース

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
特定 9 期	2015 年 4 月 11 日～2015 年 10 月 13 日	1,500
特定 10 期	2015 年 10 月 14 日～2016 年 4 月 11 日	1,400
特定 11 期	2016 年 4 月 12 日～2016 年 10 月 11 日	1,200
特定 12 期	2016 年 10 月 12 日～2017 年 4 月 10 日	950
特定 13 期	2017 年 4 月 11 日～2017 年 10 月 10 日	900
特定 14 期	2017 年 10 月 11 日～2018 年 4 月 10 日	900
特定 15 期	2018 年 4 月 11 日～2018 年 10 月 10 日	825
特定 16 期	2018 年 10 月 11 日～2019 年 4 月 10 日	450
特定 17 期	2019 年 4 月 11 日～2019 年 10 月 10 日	435
特定 18 期	2019 年 10 月 11 日～2020 年 4 月 10 日	360
特定 19 期	2020 年 4 月 11 日～2020 年 10 月 12 日	360
特定 20 期	2020 年 10 月 13 日～2021 年 4 月 12 日	360
特定 21 期	2021 年 4 月 13 日～2021 年 10 月 11 日	360
特定 22 期	2021 年 10 月 12 日～2022 年 4 月 11 日	360
特定 23 期	2022 年 4 月 12 日～2022 年 10 月 11 日	360
特定 24 期	2022 年 10 月 12 日～2023 年 4 月 10 日	360
特定 25 期	2023 年 4 月 11 日～2023 年 10 月 10 日	360
特定 26 期	2023 年 10 月 11 日～2024 年 4 月 10 日	360
特定 27 期	2024 年 4 月 11 日～2024 年 10 月 10 日	360
特定 28 期	2024 年 10 月 11 日～2025 年 4 月 10 日	360

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
特定 9 期	2015 年 4 月 11 日～2015 年 10 月 13 日	1,500
特定 10 期	2015 年 10 月 14 日～2016 年 4 月 11 日	1,300
特定 11 期	2016 年 4 月 12 日～2016 年 10 月 11 日	900
特定 12 期	2016 年 10 月 12 日～2017 年 4 月 10 日	650
特定 13 期	2017 年 4 月 11 日～2017 年 10 月 10 日	600
特定 14 期	2017 年 10 月 11 日～2018 年 4 月 10 日	600
特定 15 期	2018 年 4 月 11 日～2018 年 10 月 10 日	550
特定 16 期	2018 年 10 月 11 日～2019 年 4 月 10 日	300
特定 17 期	2019 年 4 月 11 日～2019 年 10 月 10 日	285
特定 18 期	2019 年 10 月 11 日～2020 年 4 月 10 日	210
特定 19 期	2020 年 4 月 11 日～2020 年 10 月 12 日	135
特定 20 期	2020 年 10 月 13 日～2021 年 4 月 12 日	120
特定 21 期	2021 年 4 月 13 日～2021 年 10 月 11 日	120
特定 22 期	2021 年 10 月 12 日～2022 年 4 月 11 日	120

特定 23 期	2022 年 4 月 12 日～2022 年 10 月 11 日	120
特定 24 期	2022 年 10 月 12 日～2023 年 4 月 10 日	120
特定 25 期	2023 年 4 月 11 日～2023 年 10 月 10 日	120
特定 26 期	2023 年 10 月 11 日～2024 年 4 月 10 日	120
特定 27 期	2024 年 4 月 11 日～2024 年 10 月 10 日	120
特定 28 期	2024 年 10 月 11 日～2025 年 4 月 10 日	120

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
特定 9 期	2015 年 4 月 11 日～2015 年 10 月 13 日	1,500
特定 10 期	2015 年 10 月 14 日～2016 年 4 月 11 日	1,300
特定 11 期	2016 年 4 月 12 日～2016 年 10 月 11 日	900
特定 12 期	2016 年 10 月 12 日～2017 年 4 月 10 日	650
特定 13 期	2017 年 4 月 11 日～2017 年 10 月 10 日	600
特定 14 期	2017 年 10 月 11 日～2018 年 4 月 10 日	600
特定 15 期	2018 年 4 月 11 日～2018 年 10 月 10 日	550
特定 16 期	2018 年 10 月 11 日～2019 年 4 月 10 日	300
特定 17 期	2019 年 4 月 11 日～2019 年 10 月 10 日	285
特定 18 期	2019 年 10 月 11 日～2020 年 4 月 10 日	210
特定 19 期	2020 年 4 月 11 日～2020 年 10 月 12 日	210
特定 20 期	2020 年 10 月 13 日～2021 年 4 月 12 日	210
特定 21 期	2021 年 4 月 13 日～2021 年 10 月 11 日	210
特定 22 期	2021 年 10 月 12 日～2022 年 4 月 11 日	210
特定 23 期	2022 年 4 月 12 日～2022 年 10 月 11 日	210
特定 24 期	2022 年 10 月 12 日～2023 年 4 月 10 日	210
特定 25 期	2023 年 4 月 11 日～2023 年 10 月 10 日	210
特定 26 期	2023 年 10 月 11 日～2024 年 4 月 10 日	210
特定 27 期	2024 年 4 月 11 日～2024 年 10 月 10 日	210
特定 28 期	2024 年 10 月 11 日～2025 年 4 月 10 日	210

日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コース

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
特定 9 期	2015 年 4 月 11 日～2015 年 10 月 13 日	1,500
特定 10 期	2015 年 10 月 14 日～2016 年 4 月 11 日	1,400
特定 11 期	2016 年 4 月 12 日～2016 年 10 月 11 日	1,200
特定 12 期	2016 年 10 月 12 日～2017 年 4 月 10 日	950
特定 13 期	2017 年 4 月 11 日～2017 年 10 月 10 日	900
特定 14 期	2017 年 10 月 11 日～2018 年 4 月 10 日	900
特定 15 期	2018 年 4 月 11 日～2018 年 10 月 10 日	825
特定 16 期	2018 年 10 月 11 日～2019 年 4 月 10 日	450

特定 17 期	2019 年 4 月 11 日～2019 年 10 月 10 日	435
特定 18 期	2019 年 10 月 11 日～2020 年 4 月 10 日	360
特定 19 期	2020 年 4 月 11 日～2020 年 10 月 12 日	360
特定 20 期	2020 年 10 月 13 日～2021 年 4 月 12 日	360
特定 21 期	2021 年 4 月 13 日～2021 年 10 月 11 日	360
特定 22 期	2021 年 10 月 12 日～2022 年 4 月 11 日	360
特定 23 期	2022 年 4 月 12 日～2022 年 10 月 11 日	360
特定 24 期	2022 年 10 月 12 日～2023 年 4 月 10 日	360
特定 25 期	2023 年 4 月 11 日～2023 年 10 月 10 日	360
特定 26 期	2023 年 10 月 11 日～2024 年 4 月 10 日	360
特定 27 期	2024 年 4 月 11 日～2024 年 10 月 10 日	360
特定 28 期	2024 年 10 月 11 日～2025 年 4 月 10 日	360

日本株厳選ファンド・米ドルコース

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
特定 5 期	2015 年 4 月 11 日～2015 年 10 月 13 日	900
特定 6 期	2015 年 10 月 14 日～2016 年 4 月 11 日	900
特定 7 期	2016 年 4 月 12 日～2016 年 10 月 11 日	900
特定 8 期	2016 年 10 月 12 日～2017 年 4 月 10 日	900
特定 9 期	2017 年 4 月 11 日～2017 年 10 月 10 日	900
特定 10 期	2017 年 10 月 11 日～2018 年 4 月 10 日	900
特定 11 期	2018 年 4 月 11 日～2018 年 10 月 10 日	825
特定 12 期	2018 年 10 月 11 日～2019 年 4 月 10 日	450
特定 13 期	2019 年 4 月 11 日～2019 年 10 月 10 日	435
特定 14 期	2019 年 10 月 11 日～2020 年 4 月 10 日	360
特定 15 期	2020 年 4 月 11 日～2020 年 10 月 12 日	360
特定 16 期	2020 年 10 月 13 日～2021 年 4 月 12 日	360
特定 17 期	2021 年 4 月 13 日～2021 年 10 月 11 日	360
特定 18 期	2021 年 10 月 12 日～2022 年 4 月 11 日	360
特定 19 期	2022 年 4 月 12 日～2022 年 10 月 11 日	360
特定 20 期	2022 年 10 月 12 日～2023 年 4 月 10 日	360
特定 21 期	2023 年 4 月 11 日～2023 年 10 月 10 日	360
特定 22 期	2023 年 10 月 11 日～2024 年 4 月 10 日	360
特定 23 期	2024 年 4 月 11 日～2024 年 10 月 10 日	360
特定 24 期	2024 年 10 月 11 日～2025 年 4 月 10 日	360

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
特定 5 期	2015 年 4 月 11 日～2015 年 10 月 13 日	600
特定 6 期	2015 年 10 月 14 日～2016 年 4 月 11 日	600

特定 7 期	2016 年 4 月 12 日～2016 年 10 月 11 日	600
特定 8 期	2016 年 10 月 12 日～2017 年 4 月 10 日	600
特定 9 期	2017 年 4 月 11 日～2017 年 10 月 10 日	600
特定 10 期	2017 年 10 月 11 日～2018 年 4 月 10 日	600
特定 11 期	2018 年 4 月 11 日～2018 年 10 月 10 日	550
特定 12 期	2018 年 10 月 11 日～2019 年 4 月 10 日	300
特定 13 期	2019 年 4 月 11 日～2019 年 10 月 10 日	300
特定 14 期	2019 年 10 月 11 日～2020 年 4 月 10 日	300
特定 15 期	2020 年 4 月 11 日～2020 年 10 月 12 日	300
特定 16 期	2020 年 10 月 13 日～2021 年 4 月 12 日	210
特定 17 期	2021 年 4 月 13 日～2021 年 10 月 11 日	210
特定 18 期	2021 年 10 月 12 日～2022 年 4 月 11 日	210
特定 19 期	2022 年 4 月 12 日～2022 年 10 月 11 日	210
特定 20 期	2022 年 10 月 12 日～2023 年 4 月 10 日	210
特定 21 期	2023 年 4 月 11 日～2023 年 10 月 10 日	210
特定 22 期	2023 年 10 月 11 日～2024 年 4 月 10 日	210
特定 23 期	2024 年 4 月 11 日～2024 年 10 月 10 日	210
特定 24 期	2024 年 10 月 11 日～2025 年 4 月 10 日	210

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

	計算期間	1 万口当たり分配金 (円)
特定 5 期	2015 年 4 月 11 日～2015 年 10 月 13 日	600
特定 6 期	2015 年 10 月 14 日～2016 年 4 月 11 日	600
特定 7 期	2016 年 4 月 12 日～2016 年 10 月 11 日	600
特定 8 期	2016 年 10 月 12 日～2017 年 4 月 10 日	600
特定 9 期	2017 年 4 月 11 日～2017 年 10 月 10 日	600
特定 10 期	2017 年 10 月 11 日～2018 年 4 月 10 日	600
特定 11 期	2018 年 4 月 11 日～2018 年 10 月 10 日	550
特定 12 期	2018 年 10 月 11 日～2019 年 4 月 10 日	300
特定 13 期	2019 年 4 月 11 日～2019 年 10 月 10 日	300
特定 14 期	2019 年 10 月 11 日～2020 年 4 月 10 日	300
特定 15 期	2020 年 4 月 11 日～2020 年 10 月 12 日	300
特定 16 期	2020 年 10 月 13 日～2021 年 4 月 12 日	210
特定 17 期	2021 年 4 月 13 日～2021 年 10 月 11 日	210
特定 18 期	2021 年 10 月 12 日～2022 年 4 月 11 日	210
特定 19 期	2022 年 4 月 12 日～2022 年 10 月 11 日	210
特定 20 期	2022 年 10 月 12 日～2023 年 4 月 10 日	210
特定 21 期	2023 年 4 月 11 日～2023 年 10 月 10 日	210
特定 22 期	2023 年 10 月 11 日～2024 年 4 月 10 日	210
特定 23 期	2024 年 4 月 11 日～2024 年 10 月 10 日	210
特定 24 期	2024 年 10 月 11 日～2025 年 4 月 10 日	210

③【収益率の推移】

日本株厳選ファンド・円コース

	収益率 (%)
特定 9 期	△3.8
特定 10 期	△14.3
特定 11 期	2.0
特定 12 期	13.1
特定 13 期	12.4
特定 14 期	1.5
特定 15 期	△0.8
特定 16 期	△9.6
特定 17 期	△3.0
特定 18 期	△13.6
特定 19 期	13.7
特定 20 期	24.2
特定 21 期	2.9
特定 22 期	4.5
特定 23 期	0.6
特定 24 期	7.7
特定 25 期	17.5
特定 26 期	18.8
特定 27 期	1.1
特定 28 期	△8.8

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

	収益率 (%)
特定 9 期	△15.2
特定 10 期	△16.5
特定 11 期	12.4
特定 12 期	30.8
特定 13 期	17.0
特定 14 期	△6.8
特定 15 期	△2.7
特定 16 期	△11.9
特定 17 期	△9.7

特定 18 期	△27.4
特定 19 期	1.8
特定 20 期	25.8
特定 21 期	8.9
特定 22 期	38.1
特定 23 期	12.3
特定 24 期	5.5
特定 25 期	36.9
特定 26 期	30.3
特定 27 期	△8.1
特定 28 期	△14.5

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

	収益率 (%)
特定 9 期	△8.0
特定 10 期	△19.7
特定 11 期	△2.7
特定 12 期	20.9
特定 13 期	19.4
特定 14 期	△3.4
特定 15 期	△2.7
特定 16 期	△9.9
特定 17 期	△10.6
特定 18 期	△18.5
特定 19 期	26.4
特定 20 期	35.7
特定 21 期	1.0
特定 22 期	17.3
特定 23 期	1.1
特定 24 期	3.3
特定 25 期	29.1
特定 26 期	28.3
特定 27 期	1.4
特定 28 期	△19.3

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コース

	収益率 (%)
特定 9 期	△4. 7
特定 10 期	△20. 4
特定 11 期	△2. 0
特定 12 期	23. 2
特定 13 期	17. 0
特定 14 期	0. 3
特定 15 期	△3. 0
特定 16 期	△3. 2
特定 17 期	△6. 1
特定 18 期	△15. 7
特定 19 期	19. 7
特定 20 期	31. 0
特定 21 期	8. 4
特定 22 期	16. 7
特定 23 期	9. 8
特定 24 期	2. 2
特定 25 期	31. 1
特定 26 期	24. 0
特定 27 期	2. 3
特定 28 期	△13. 5

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

	収益率 (%)
特定 5 期	△4. 5
特定 6 期	△22. 8
特定 7 期	△3. 0
特定 8 期	21. 5
特定 9 期	14. 7
特定 10 期	△2. 4
特定 11 期	5. 5
特定 12 期	△10. 2
特定 13 期	△5. 2
特定 14 期	△12. 3
特定 15 期	11. 1
特定 16 期	28. 7
特定 17 期	5. 3

特定 18 期	15.7
特定 19 期	17.5
特定 20 期	0.4
特定 21 期	35.8
特定 22 期	23.7
特定 23 期	1.2
特定 24 期	△9.5

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

	収益率 (%)
特定 5 期	△11.7
特定 6 期	△28.5
特定 7 期	△11.2
特定 8 期	27.0
特定 9 期	18.6
特定 10 期	2.2
特定 11 期	4.4
特定 12 期	△7.4
特定 13 期	△6.2
特定 14 期	△22.2
特定 15 期	24.2
特定 16 期	37.7
特定 17 期	4.4
特定 18 期	21.2
特定 19 期	21.6
特定 20 期	13.0
特定 21 期	39.3
特定 22 期	42.7
特定 23 期	△12.4
特定 24 期	△13.6

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

	収益率 (%)
特定 5 期	△9.6

特定 6 期	△18.1
特定 7 期	△5.7
特定 8 期	4.4
特定 9 期	23.6
特定 10 期	△7.7
特定 11 期	△25.2
特定 12 期	8.0
特定 13 期	0.4
特定 14 期	△17.3
特定 15 期	1.5
特定 16 期	33.2
特定 17 期	5.3
特定 18 期	△27.0
特定 19 期	12.2
特定 20 期	7.7
特定 21 期	19.7
特定 22 期	26.2
特定 23 期	13.9
特定 24 期	△1.7

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

日本株厳選ファンド・円コース

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定 9 期	57,637,903,167	9,013,891,396
特定 10 期	77,618,326,672	11,406,370,890
特定 11 期	29,433,208,602	23,642,465,194
特定 12 期	18,007,888,132	47,856,843,645
特定 13 期	9,889,189,302	29,214,033,099
特定 14 期	16,439,044,606	20,182,625,922
特定 15 期	23,187,732,333	10,861,169,428
特定 16 期	8,876,037,422	16,853,902,132
特定 17 期	2,488,760,036	17,201,267,377
特定 18 期	1,579,790,959	17,143,675,056
特定 19 期	999,915,345	6,185,916,002
特定 20 期	976,535,173	9,454,180,690
特定 21 期	2,781,809,398	6,759,873,740
特定 22 期	1,621,506,530	6,311,648,781

特定 23 期	8, 111, 167, 120	3, 232, 104, 906
特定 24 期	12, 678, 031, 357	4, 416, 835, 292
特定 25 期	12, 903, 256, 320	10, 508, 546, 621
特定 26 期	7, 613, 181, 321	6, 872, 312, 184
特定 27 期	4, 447, 357, 931	7, 993, 658, 969
特定 28 期	2, 805, 972, 890	6, 714, 461, 670

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
特定 9 期	50, 628, 599, 220	42, 444, 896, 603
特定 10 期	49, 763, 775, 761	25, 345, 141, 855
特定 11 期	37, 834, 498, 590	19, 563, 505, 401
特定 12 期	38, 382, 065, 526	65, 769, 871, 238
特定 13 期	14, 444, 275, 077	33, 171, 465, 884
特定 14 期	16, 126, 857, 785	22, 942, 623, 880
特定 15 期	15, 784, 908, 243	14, 854, 285, 734
特定 16 期	4, 678, 247, 137	19, 060, 747, 089
特定 17 期	4, 904, 180, 393	16, 310, 674, 370
特定 18 期	1, 741, 026, 950	19, 798, 513, 627
特定 19 期	866, 896, 095	9, 993, 081, 753
特定 20 期	1, 070, 777, 881	9, 402, 214, 006
特定 21 期	526, 122, 018	6, 307, 621, 856
特定 22 期	416, 321, 189	7, 729, 429, 225
特定 23 期	572, 851, 004	5, 722, 000, 826
特定 24 期	304, 653, 513	3, 245, 095, 054
特定 25 期	991, 411, 458	6, 158, 297, 829
特定 26 期	435, 960, 226	3, 050, 317, 356
特定 27 期	243, 016, 782	1, 745, 095, 537
特定 28 期	104, 800, 323	1, 980, 926, 958

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
特定 9 期	3, 941, 901, 257	9, 178, 037, 244
特定 10 期	5, 229, 128, 224	1, 849, 430, 098
特定 11 期	2, 708, 650, 553	2, 016, 896, 847
特定 12 期	2, 328, 143, 595	5, 497, 635, 287
特定 13 期	703, 861, 485	3, 519, 045, 486
特定 14 期	855, 081, 836	1, 788, 619, 755

特定 15 期	616,605,911	1,314,244,896
特定 16 期	242,301,416	1,137,691,570
特定 17 期	112,845,155	937,636,951
特定 18 期	63,887,118	887,708,408
特定 19 期	99,953,425	575,769,240
特定 20 期	66,308,098	550,434,643
特定 21 期	41,234,033	462,412,739
特定 22 期	31,999,743	360,938,969
特定 23 期	29,429,909	327,961,092
特定 24 期	15,901,081	160,363,186
特定 25 期	22,666,737	272,633,361
特定 26 期	39,059,151	107,103,164
特定 27 期	31,517,139	109,450,423
特定 28 期	6,312,379	103,615,334

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コース

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
特定 9 期	1,372,932,529	3,454,389,876
特定 10 期	343,522,640	732,205,930
特定 11 期	226,569,631	530,207,028
特定 12 期	300,361,761	793,799,000
特定 13 期	255,473,707	520,281,639
特定 14 期	469,594,264	388,719,022
特定 15 期	288,894,954	322,637,485
特定 16 期	165,850,238	340,025,586
特定 17 期	70,619,888	255,808,583
特定 18 期	83,761,010	364,312,874
特定 19 期	21,685,179	109,775,701
特定 20 期	19,644,372	189,920,078
特定 21 期	28,039,603	95,753,480
特定 22 期	26,461,132	99,665,154
特定 23 期	42,760,162	87,992,358
特定 24 期	58,212,056	51,303,408
特定 25 期	55,517,736	109,470,998
特定 26 期	24,333,435	71,781,124
特定 27 期	40,503,006	57,974,007
特定 28 期	12,285,342	64,672,509

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定 5 期	29,849,467,249	9,866,816,526
特定 6 期	20,033,281,494	9,700,627,600
特定 7 期	13,012,830,080	8,830,863,031
特定 8 期	17,443,999,020	21,621,326,458
特定 9 期	8,906,990,043	15,282,480,064
特定 10 期	13,379,771,741	13,349,322,076
特定 11 期	13,801,608,998	7,385,489,279
特定 12 期	4,491,545,156	8,998,365,120
特定 13 期	1,967,603,267	11,302,128,710
特定 14 期	1,155,817,196	9,696,380,018
特定 15 期	600,872,281	3,284,673,522
特定 16 期	449,069,977	5,950,947,585
特定 17 期	335,774,900	3,087,052,224
特定 18 期	839,759,055	2,758,139,659
特定 19 期	1,998,436,353	2,850,778,042
特定 20 期	816,565,537	1,917,609,724
特定 21 期	1,217,807,770	2,587,228,051
特定 22 期	707,193,892	1,193,715,145
特定 23 期	514,866,216	1,046,959,724
特定 24 期	101,405,388	1,364,445,547

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定 5 期	139,772,890	1,087,478,726
特定 6 期	93,850,760	124,421,365
特定 7 期	376,933,711	239,631,781
特定 8 期	2,116,043,132	863,261,073
特定 9 期	1,988,265,572	1,813,428,106
特定 10 期	534,194,169	1,046,096,569
特定 11 期	109,719,280	720,007,039
特定 12 期	47,270,017	330,583,867
特定 13 期	93,107,491	182,152,350
特定 14 期	67,693,229	162,664,812
特定 15 期	24,243,495	143,215,762
特定 16 期	36,711,069	111,588,306
特定 17 期	24,490,110	110,039,858
特定 18 期	16,789,507	51,297,388
特定 19 期	118,339,434	115,592,458

特定 20 期	346,722,990	205,852,321
特定 21 期	1,644,078,303	1,081,234,016
特定 22 期	639,213,312	740,538,239
特定 23 期	416,651,760	596,934,232
特定 24 期	48,509,859	284,360,426

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
特定 5 期	415,245,905	463,034,530
特定 6 期	132,605,125	161,499,451
特定 7 期	287,400,965	356,616,930
特定 8 期	211,952,802	161,789,731
特定 9 期	1,384,512,761	747,965,793
特定 10 期	641,758,029	518,102,932
特定 11 期	3,161,063,094	513,905,286
特定 12 期	4,276,605,729	3,009,786,425
特定 13 期	530,151,560	1,108,104,512
特定 14 期	190,233,354	1,928,470,635
特定 15 期	118,265,274	411,203,884
特定 16 期	186,204,791	692,233,650
特定 17 期	148,488,403	716,251,066
特定 18 期	100,968,922	427,021,255
特定 19 期	113,675,698	162,193,301
特定 20 期	636,660,254	238,437,197
特定 21 期	1,807,267,923	1,645,294,569
特定 22 期	477,237,232	533,623,217
特定 23 期	2,721,769,626	1,179,264,877
特定 24 期	1,445,345,517	1,187,653,933

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2025 年 4 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	2,296,997,600	42.03
特殊債券	日本	1,308,802,400	23.95
社債券	日本	199,795,600	3.66
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	1,659,583,706	30.36

合計（純資産総額）	5,465,179,306	100.00
-----------	---------------	--------

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	1251国 庫短期証券	1,000,000,000	99.82	998,166,000	99.89	998,860,000	0.000	2025/08/20	18.28
日本	国債 証券	1257国 庫短期証券	500,000,000	99.81	499,067,000	99.84	499,222,000	0.000	2025/09/22	9.13
日本	国債 証券	1302国 庫短期証券	400,000,000	99.91	399,628,800	99.91	399,633,600	0.000	2025/07/28	7.31
日本	国債 証券	1298国 庫短期証券	400,000,000	99.81	399,244,800	99.82	399,282,000	0.000	2025/10/10	7.31
日本	特殊 債券	247 政 保道路機構	300,000,000	100.19	300,560,000	100.00	300,000,000	0.509	2025/05/30	5.49
日本	特殊 債券	249 政 保道路機構	220,000,000	100.15	220,325,600	100.00	220,000,000	0.484	2025/06/30	4.03
日本	特殊 債券	74 政保地 方公共団	200,000,000	100.21	200,422,000	100.02	200,039,000	0.557	2025/07/15	3.66
日本	特殊 債券	30 政保 政策投資C	200,000,000	100.14	200,288,000	99.96	199,921,400	0.425	2025/09/11	3.66
日本	特殊 債券	258 政 保道路機構	200,000,000	99.89	199,770,000	99.92	199,842,000	0.386	2025/10/31	3.66
日本	特殊 債券	72 政保地 方公共団	189,000,000	100.24	189,457,569	100.00	189,000,000	0.509	2025/05/23	3.46
日本	社債 券	31 沖縄 電力	100,000,000	99.88	99,882,800	99.94	99,942,200	0.180	2025/06/25	1.83
日本	社債 券	70 三菱 UFJリー ス	100,000,000	99.85	99,847,000	99.85	99,853,400	0.200	2025/07/30	1.83

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	42.03
特殊債券	23.95
社債券	3.66
合 計	69.63

②投資不動産物件

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

基準日:2025年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



分配の推移

■ 円コース



決算期	分配金
2025年 4月	60円
2025年 3月	60円
2025年 2月	60円
2025年 1月	60円
2024年12月	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	14,660円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■ ブラジルリアルコース



決算期	分配金
2025年 4月	20円
2025年 3月	20円
2025年 2月	20円
2025年 1月	20円
2024年12月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	13,420円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■ 豪ドルコース



決算期	分配金
2025年 4月	35円
2025年 3月	35円
2025年 2月	35円
2025年 1月	35円
2024年12月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	13,215円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

■ アジア3通貨コース



決算期	分配金
2025年 4月	60円
2025年 3月	60円
2025年 2月	60円
2025年 1月	60円
2024年12月	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	16,815円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■ 米ドルコース



決算期	分配金
2025年 4月	60円
2025年 3月	60円
2025年 2月	60円
2025年 1月	60円
2024年12月	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	12,220円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■ メキシコペソコース



決算期	分配金
2025年 4月	35円
2025年 3月	35円
2025年 2月	35円
2025年 1月	35円
2024年12月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	8,550円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

■ トルコリラコース



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

決算期	分配金
2025年 4月	35円
2025年 3月	35円
2025年 2月	35円
2025年 1月	35円
2024年12月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	8,790円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況



■円コース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.93
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.07
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class	97.93
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

■ブラジルリアルコース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.74
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.26
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class	97.74
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

■豪ドルコース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.63
親投資信託受益証券	日本	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.34
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class	97.63
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.03

■アジア3通貨コース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.75
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.25
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class	97.75
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入資産証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■米ドルコース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.86
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.14
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class	97.86
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

■メキシコペソコース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	96.95
親投資信託受益証券	日本	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class	96.95
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.03

■トルコリラコース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.88
親投資信託受益証券	日本	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.11
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class	97.88
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.01

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド

JPY Class / BRL Class / AUD Class / Asia Class / USD Class / MXN Class / TRY Class

当該各投資信託をシェアクラスとして含む「ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	京成電鉄	陸運業	6.3
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	6.2
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	6.1
日本	株式	信越化学工業	化学	6.0
日本	株式	住友不動産	不動産業	5.9
日本	株式	三井不動産	不動産業	5.9
日本	株式	三菱地所	不動産業	5.9
日本	株式	TOYO TIRE	ゴム製品	5.3
日本	株式	SCREENホールディングス	電気機器	5.0
日本	株式	大東建託	不動産業	4.8

※比率は、ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンドの組入株式の評価額合計に対する時価の比率です。

■ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	42.03
特殊債券	日本	23.95
社債券	日本	3.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		30.36
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

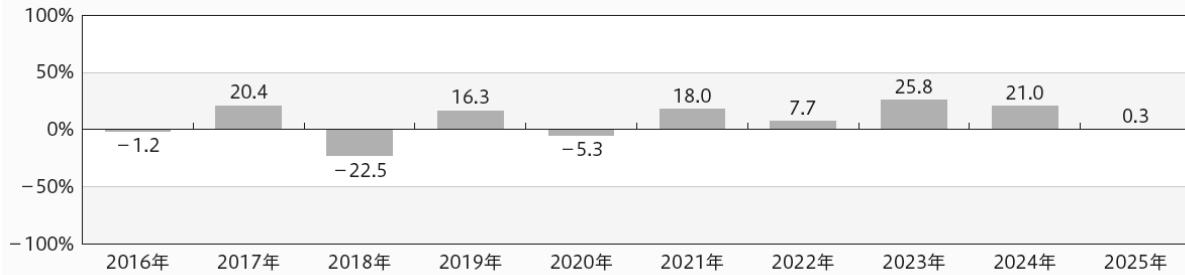
国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1251国庫短期証券	0.000	2025/08/20	18.28
日本	国債証券	1257国庫短期証券	0.000	2025/09/22	9.13
日本	国債証券	1302国庫短期証券	0.000	2025/07/28	7.31
日本	国債証券	1298国庫短期証券	0.000	2025/10/10	7.31
日本	特殊債券	247 政保道路機構	0.509	2025/05/30	5.49
日本	特殊債券	249 政保道路機構	0.484	2025/06/30	4.03
日本	特殊債券	74政保地方公共団	0.557	2025/07/15	3.66
日本	特殊債券	30 政保政策投資C	0.425	2025/09/11	3.66
日本	特殊債券	258 政保道路機構	0.386	2025/10/31	3.66
日本	特殊債券	72政保地方公共団	0.509	2025/05/23	3.46

※比率は、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

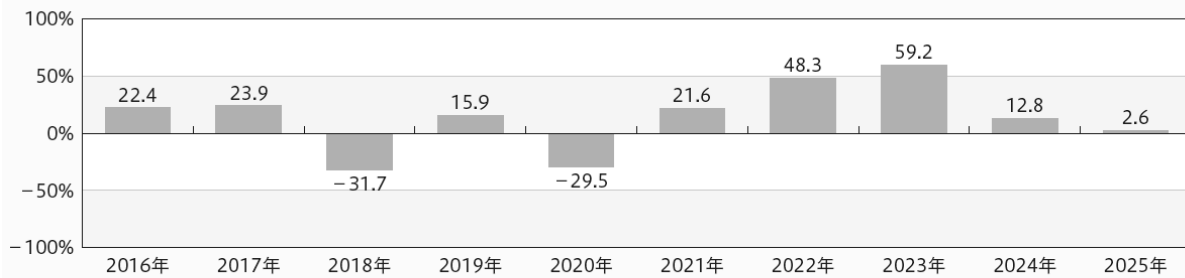
年間収益率の推移(暦年ベース)



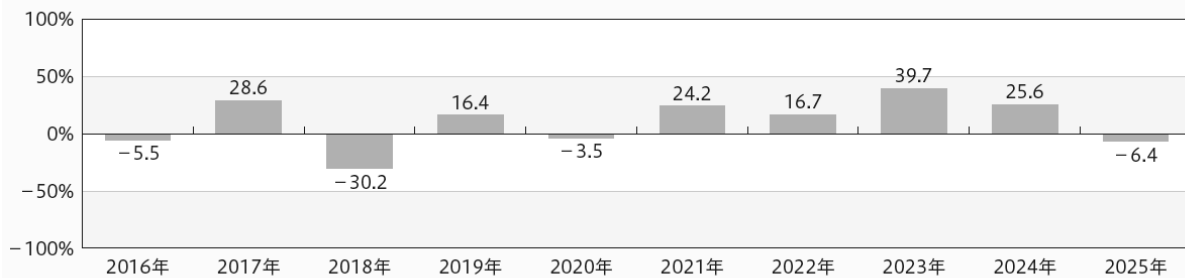
■ 円コース



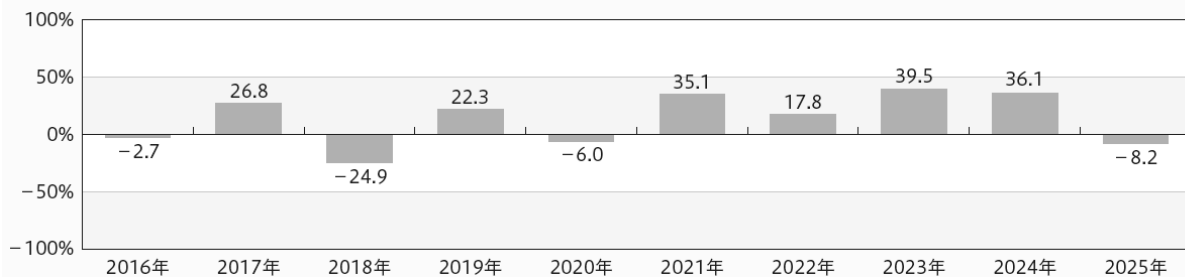
■ ブラジルリアルコース



■ 豪ドルコース



■ アジア3通貨コース

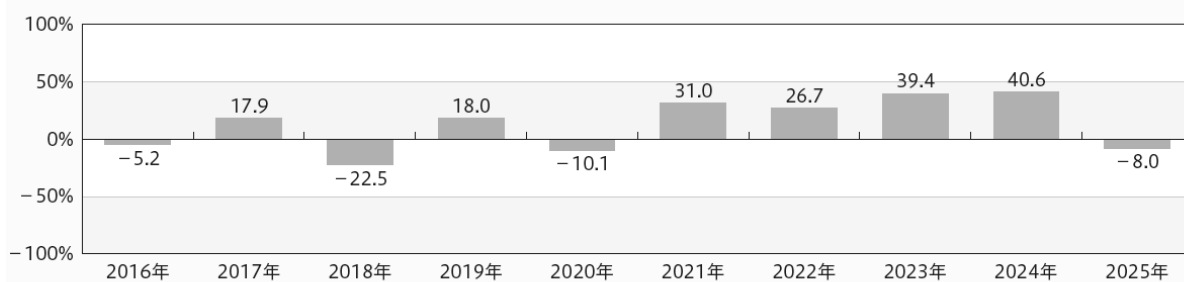


※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

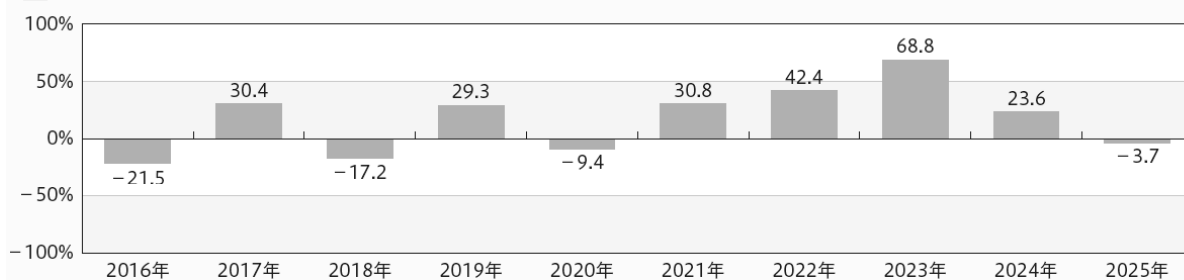
※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

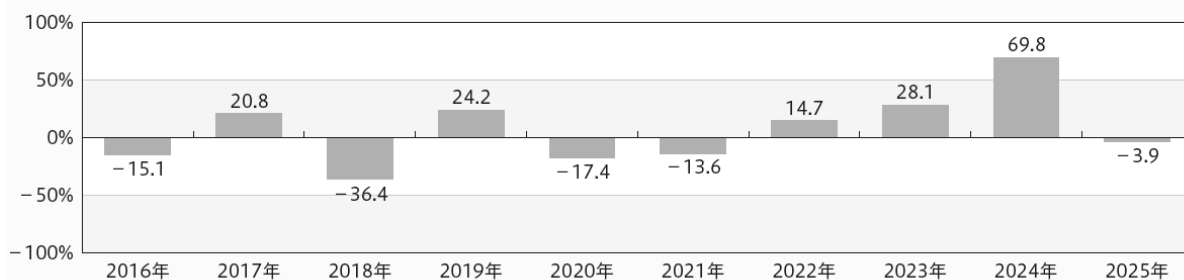
■ 米ドルコース



■ メキシコペソコース



■ トルコリラコース



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所[※]等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません）。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日

(ホ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいい

ます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「円コース」は「日株厳選円」、「ブラジルリアルコース」は「日株厳選ブ」、「豪ドルコース」は「日株厳選豪」、「アジア3通貨コース」は「日株厳選3通」、「米ドルコース」は「日株厳選米」、「メキシコペソコース」は「日株厳選メ」、「トルコリラコース」は「日株厳選ト」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

[円コース／ブラジルリアルコース]

2011年4月26日から2029年4月10日まで、もしくは下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

[豪ドルコース／アジア3通貨コース]

2011年4月26日から2026年4月10日まで、もしくは下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

[米ドルコース]

2013年7月26日から2029年4月10日まで、もしくは下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

[メキシコペソコース／トルコリラコース]

2013年7月26日から2026年4月10日まで、もしくは下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各コースの口数を合計した口数が 30 億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記 b の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記 c ～ e までの取扱い、上記 a に基づいてこの信託契約を解約するときおよび委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、上記 c ～ e までの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の 3 ヶ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に 1 年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は 6 ヶ月毎の決算時*および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

*原則として 4 月、10 月の各決算時とします。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

日本株厳選ファンド・円コース

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定28期（2024年10月11日から2025年4月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定24期（2024年10月11日から2025年4月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 25 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・円コースの 2024 年 10 月 11 日から 2025 年 4 月 10 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・円コースの 2025 年 4 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【日本株厳選ファンド・円コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,437,648	4,968,198
コール・ローン	1,366,735,145	1,250,895,882
投資信託受益証券	42,959,698,297	34,468,184,463
親投資信託受益証券	274,979	275,277
未収入金	77,070,265	—
流動資産合計	44,412,216,334	35,724,323,820
資産合計	44,412,216,334	35,724,323,820
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	317,605,520	294,154,588
未払解約金	193,151,485	91,424,809
未払受託者報酬	991,930	906,858
未払委託者報酬	55,548,564	50,784,282
その他未払費用	1,133,859	1,003,918
流動負債合計	568,431,358	438,274,455
負債合計	568,431,358	438,274,455
純資産の部		
元本等		
元本	52,934,253,468	49,025,764,688
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,090,468,492	△13,739,715,323
（分配準備積立金）	6,760,451,745	4,389,620,755
元本等合計	43,843,784,976	35,286,049,365
純資産合計	43,843,784,976	35,286,049,365
負債純資産合計	44,412,216,334	35,724,323,820

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	特定 27 期 自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
営業収益		
受取配当金	1,117,030,220	483,325,012
受取利息	696,836	1,520,220
有価証券売買等損益	△300,025,443	△3,786,780,310
営業収益合計	817,701,613	△3,301,935,078
営業費用		
受託者報酬	6,299,744	5,577,796
委託者報酬	352,788,198	312,359,333
その他費用	1,133,859	1,003,918
営業費用合計	360,221,801	318,941,047
営業利益又は営業損失 (△)	457,479,812	△3,620,876,125
経常利益又は経常損失 (△)	457,479,812	△3,620,876,125
当期純利益又は当期純損失 (△)	457,479,812	△3,620,876,125
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	84,790,125	△29,897,811
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△8,170,317,918	△9,090,468,492
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,451,883,208	1,329,358,852
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,451,883,208	1,329,358,852
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	771,598,452	564,612,643
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	771,598,452	564,612,643
分配金	1,973,125,017	1,823,014,726
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△9,090,468,492	△13,739,715,323

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定 28 期
	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	52,934,253,468 口	49,025,764,688 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 9,090,468,492 円	元本の欠損 13,739,715,323 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.8283 円 (1 万口当たりの純資産額 8,283 円)	1 口当たり純資産額 0.7197 円 (1 万口当たりの純資産額 7,197 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定 27 期 自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
分配金の計算過程	(自 2024 年 4 月 11 日至 2024 年 5 月 10 日) 第 155 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (31,626,736 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調	(自 2024 年 10 月 11 日至 2024 年 11 月 11 日) 第 161 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (25,737,106 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調

	整金 (27,340,289,768 円)、および分配準備積立金 (8,762,098,009 円) より、分配対象収益は 36,134,014,513 円 (1 万口当たり 6,417.09 円) であり、うち 337,854,413 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。	整金 (26,155,399,416 円)、および分配準備積立金 (6,628,228,563 円) より、分配対象収益は 32,809,365,085 円 (1 万口当たり 6,223.61 円) であり、うち 316,305,408 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。
	(自 2024 年 5 月 11 日至 2024 年 6 月 10 日) 第 156 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (28,843,305 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (27,291,609,002 円)、および分配準備積立金 (8,273,352,817 円) より、分配対象収益は 35,593,805,124 円 (1 万口当たり 6,362.25 円) であり、うち 335,671,834 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。	(自 2024 年 11 月 12 日至 2024 年 12 月 10 日) 第 162 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (31,263,426 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (25,712,186,768 円)、および分配準備積立金 (6,185,732,885 円) より、分配対象収益は 31,929,183,079 円 (1 万口当たり 6,169.66 円) であり、うち 310,511,632 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。
	(自 2024 年 6 月 11 日至 2024 年 7 月 10 日) 第 157 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (81,260,697 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (26,979,016,166 円)、および分配準備積立金 (7,786,250,429 円) より、分配対象収益は 34,846,527,292 円 (1 万口当たり 6,316.99 円) であり、うち 330,979,118 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。	(自 2024 年 12 月 11 日至 2025 年 1 月 10 日) 第 163 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (26,127,660 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (25,262,775,541 円)、および分配準備積立金 (5,749,112,639 円) より、分配対象収益は 31,038,015,840 円 (1 万口当たり 6,114.81 円) であり、うち 304,552,463 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。
	(自 2024 年 7 月 11 日至 2024 年 8 月 13 日) 第 158 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (598,895,702 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (26,877,758,609 円)、および分配準備積立金 (7,399,344,170 円) より、分配対象収益は 34,875,998,481 円 (1 万口当たり 6,366.77 円) であり、うち 328,668,897 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。	(自 2025 年 1 月 11 日至 2025 年 2 月 10 日) 第 164 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (48,460,419 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (24,989,444,181 円)、および分配準備積立金 (5,357,271,795 円) より、分配対象収益は 30,395,176,395 円 (1 万口当たり 6,064.49 円) であり、うち 300,719,597 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。
	(自 2024 年 8 月 14 日至 2024 年 9 月 10 日) 第 159 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (86,707,915 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (26,475,275,445 円)、および分配準備積立金 (7,407,523,265 円) より、分配対象収益は 33,969,506,625 円 (1 万口当たり 6,322.94 円) であり、うち 322,345,235 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。	(自 2025 年 2 月 11 日至 2025 年 3 月 10 日) 第 165 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (44,224,117 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (24,695,273,070 円)、および分配準備積立金 (5,004,106,483 円) より、分配対象収益は 29,743,603,670 円 (1 万口当たり 6,013.44 円) であり、うち 296,771,038 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。
	(自 2024 年 9 月 11 日至 2024 年 10 月 10 日) 第 160 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (83,353,929 円)、費用控除後、繰越欠損	(自 2025 年 3 月 11 日至 2025 年 4 月 10 日) 第 166 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (25,014,402 円)、費用控除後、繰越欠損

	金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（26,157,755,172 円）、および分配準備積立金（6,994,703,336 円）より、分配対象収益は 33,235,812,437 円（1 万口当たり 6,278.70 円）であり、うち 317,605,520 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。	金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（24,528,488,534 円）、および分配準備積立金（4,658,760,941 円）より、分配対象収益は 29,212,263,877 円（1 万口当たり 5,958.55 円）であり、うち 294,154,588 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、

	リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定 27 期（自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,442,499,324 円
親投資信託受益証券	108 円
合計	1,442,499,432 円

特定 28 期（自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△2,856,996,171 円
親投資信託受益証券	136 円
合計	△2,856,996,035 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
期首元本額	56,480,554,506 円	52,934,253,468 円
期中追加設定元本額	4,447,357,931 円	2,805,972,890 円
期中一部解約元本額	7,993,658,969 円	6,714,461,670 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class	37,948,017,685	34,468,184,463	
	投資信託受益証券 小計		34,468,184,463	
親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーフ ァンド	270,889	275,277	
	親投資信託受益証券 小計		275,277	
合 計			34,468,459,740	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコースの2024年10月11日から2025年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコースの2025年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,044,167	1,175,516
コール・ローン	331,115,425	295,972,029
投資信託受益証券	11,277,823,270	8,541,543,296
親投資信託受益証券	445,385	445,867
未収入金	20,033,716	20,673,824
流動資産合計	11,631,461,963	8,859,810,532
資産合計	11,631,461,963	8,859,810,532
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	43,958,878	40,206,625
未払解約金	40,014,473	24,317,337
未払受託者報酬	252,870	242,914
未払委託者報酬	14,160,973	13,603,620
その他未払費用	305,961	263,890
流動負債合計	98,693,155	78,634,386
負債合計	98,693,155	78,634,386
純資産の部		
元本等		
元本	21,979,439,459	20,103,312,824
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△10,446,670,651	△11,322,136,678
(分配準備積立金)	2,809,624,217	2,994,573,062
元本等合計	11,532,768,808	8,781,176,146
純資産合計	11,532,768,808	8,781,176,146
負債純資産合計	11,631,461,963	8,859,810,532

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	特定 27 期 自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
営業収益		
受取配当金	801,586,168	771,752,048
受取利息	179,862	406,104
有価証券売買等損益	△1,796,918,177	△2,240,400,647
営業収益合計	△995,152,147	△1,468,242,495
営業費用		
受託者報酬	1,700,224	1,466,501
委託者報酬	95,214,461	82,126,957
その他費用	305,961	263,890
営業費用合計	97,220,646	83,857,348
営業利益又は営業損失 (△)	△1,092,372,793	△1,552,099,843
経常利益又は経常損失 (△)	△1,092,372,793	△1,552,099,843
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,092,372,793	△1,552,099,843
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△14,047,977	△1,009,193
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△9,762,303,817	△10,446,670,651
剰余金増加額又は欠損金減少額	773,459,595	977,740,635
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	773,459,595	977,740,635
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	108,393,662	51,425,849
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	108,393,662	51,425,849
分配金	271,107,951	250,690,163
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△10,446,670,651	△11,322,136,678

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定 28 期
	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	21,979,439,459 口	20,103,312,824 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 10,446,670,651 円	元本の欠損 11,322,136,678 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.5247 円 (1 万口当たりの純資産額 5,247 円)	1 口当たり純資産額 0.4368 円 (1 万口当たりの純資産額 4,368 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定 27 期 自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
分配金の計算過程	(自 2024 年 4 月 11 日至 2024 年 5 月 10 日) 第 155 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (127,288,697 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調	(自 2024 年 10 月 11 日至 2024 年 11 月 11 日) 第 161 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (110,732,436 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調

整金（7,254,540,257円）、および分配準備積立金（2,525,714,580円）より、分配対象収益は9,907,543,534円（1万口当たり4,256.70円）であり、うち46,550,400円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	整金（6,776,463,698円）、および分配準備積立金（2,765,856,169円）より、分配対象収益は9,653,052,303円（1万口当たり4,455.86円）であり、うち43,327,434円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
（自2024年5月11日至2024年6月10日） 第156計算期間末における費用控除後の配当等収益（126,304,417円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,202,864,842円）、および分配準備積立金（2,578,630,071円）より、分配対象収益は9,907,799,330円（1万口当たり4,291.42円）であり、うち46,174,968円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自2024年11月12日至2024年12月10日） 第162計算期間末における費用控除後の配当等収益（112,075,296円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,689,184,986円）、および分配準備積立金（2,793,514,953円）より、分配対象収益は9,594,775,235円（1万口当たり4,488.29円）であり、うち42,754,704円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
（自2024年6月11日至2024年7月10日） 第157計算期間末における費用控除後の配当等収益（119,297,438円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,070,544,525円）、および分配準備積立金（2,605,160,001円）より、分配対象収益は9,795,001,964円（1万口当たり4,324.10円）であり、うち45,304,259円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自2024年12月11日至2025年1月10日） 第163計算期間末における費用控除後の配当等収益（120,629,777円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,589,675,023円）、および分配準備積立金（2,818,000,519円）より、分配対象収益は9,528,305,319円（1万口当たり4,525.59円）であり、うち42,108,574円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
（自2024年7月11日至2024年8月13日） 第158計算期間末における費用控除後の配当等収益（124,129,206円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,975,531,039円）、および分配準備積立金（2,636,017,208円）より、分配対象収益は9,735,677,453円（1万口当たり4,359.69円）であり、うち44,662,203円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自2025年1月11日至2025年2月10日） 第164計算期間末における費用控除後の配当等収益（117,181,314円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,479,900,139円）、および分配準備積立金（2,845,393,452円）より、分配対象収益は9,442,474,905円（1万口当たり4,562.21円）であり、うち41,394,314円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
（自2024年8月14日至2024年9月10日） 第159計算期間末における費用控除後の配当等収益（106,646,642円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,947,083,907円）、および分配準備積立金（2,699,460,734円）より、分配対象収益は9,753,191,283円（1万口当たり4,387.67円）であり、うち44,457,243円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	（自2025年2月11日至2025年3月10日） 第165計算期間末における費用控除後の配当等収益（123,414,783円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,404,015,005円）、および分配準備積立金（2,884,466,110円）より、分配対象収益は9,411,895,898円（1万口当たり4,602.56円）であり、うち40,898,512円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
（自2024年9月11日至2024年10月10日） 第160計算期間末における費用控除後の配当等収益（125,418,314円）、費用控除後、繰越欠損	（自2025年3月11日至2025年4月10日） 第166計算期間末における費用控除後の配当等収益（121,044,623円）、費用控除後、繰越欠損

	金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（6,871,745,551 円）、および分配準備積立金（2,728,164,781 円）より、分配対象収益は 9,725,328,646 円（1 万口当たり 4,424.74 円）であり、うち 43,958,878 円（1 万口当たり 20 円）を分配金額としております。	金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（6,298,743,109 円）、および分配準備積立金（2,913,735,064 円）より、分配対象収益は 9,333,522,796 円（1 万口当たり 4,642.78 円）であり、うち 40,206,625 円（1 万口当たり 20 円）を分配金額としております。
--	--	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、

	リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定 27 期（自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	809,346,422 円
親投資信託受益証券	176 円
合計	809,346,598 円

特定 28 期（自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△1,398,030,353 円
親投資信託受益証券	219 円
合計	△1,398,030,134 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
期首元本額	23,481,518,214 円	21,979,439,459 円
期中追加設定元本額	243,016,782 円	104,800,323 円
期中一部解約元本額	1,745,095,537 円	1,980,926,958 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class	13,577,401,521	8,541,543,296	
	投資信託受益証券 小計		8,541,543,296	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	438,760	445,867	
	親投資信託受益証券 小計		445,867	
合 計			8,541,989,163	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・豪ドルコースの2024年10月11日から2025年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・豪ドルコースの2025年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日本株厳選ファンド・豪ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	384,310	233,036
コール・ローン	62,250,746	58,673,988
投資信託受益証券	2,402,114,953	1,778,699,120
親投資信託受益証券	690,153	690,901
未収入金	395,652	—
流動資産合計	2,465,835,814	1,838,297,045
資産合計	2,465,835,814	1,838,297,045
負債の部		
流動負債		
未払金	114,708	—
未払収益分配金	5,563,349	5,222,789
未払解約金	1,470,878	35,198
未払受託者報酬	53,954	49,985
未払委託者報酬	3,021,702	2,799,603
その他未払費用	62,156	55,649
流動負債合計	10,286,747	8,163,224
負債合計	10,286,747	8,163,224
純資産の部		
元本等		
元本	1,589,528,444	1,492,225,489
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	866,020,623	337,908,332
（分配準備積立金）	1,199,661,046	1,148,608,124
元本等合計	2,455,549,067	1,830,133,821
純資産合計	2,455,549,067	1,830,133,821
負債純資産合計	2,465,835,814	1,838,297,045

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	特定 27 期 自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
営業収益		
受取配当金	299,298,778	75,388,607
受取利息	36,932	85,140
有価証券売買等損益	△241,333,681	△505,254,759
営業収益合計	58,002,029	△429,781,012
営業費用		
受託者報酬	345,756	309,549
委託者報酬	19,365,246	17,337,351
その他費用	62,156	55,649
営業費用合計	19,773,158	17,702,549
営業利益又は営業損失 (△)	38,228,871	△447,483,561
経常利益又は経常損失 (△)	38,228,871	△447,483,561
当期純利益又は当期純損失 (△)	38,228,871	△447,483,561
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	1,852,730	△1,963,819
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	906,796,417	866,020,623
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,331,065	3,077,170
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,331,065	3,077,170
剰余金減少額又は欠損金増加額	58,432,734	53,816,272
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	58,432,734	53,816,272
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	34,050,266	31,853,447
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	866,020,623	337,908,332

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定 28 期
	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定 27 期	特定 28 期
	(2024 年 10 月 10 日現在)	(2025 年 4 月 10 日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	1, 589, 528, 444 口	1, 492, 225, 489 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1. 5448 円 (1 万口当たりの純資産額 15, 448 円)	1 口当たり純資産額 1. 2264 円 (1 万口当たりの純資産額 12, 264 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定 27 期	特定 28 期
	自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
分配金の計算過程	(自 2024 年 4 月 11 日至 2024 年 5 月 10 日) 第 155 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (13, 799, 359 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1, 291, 893, 279 円)、および分配準備積立金 (1, 004, 862, 376 円) より、分配対象収益は 2, 310, 555, 014 円 (1 万口当たり 13, 917. 04	(自 2024 年 10 月 11 日至 2024 年 11 月 11 日) 第 161 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9, 611, 507 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1, 240, 385, 436 円)、および分配準備積立金 (1, 185, 331, 504 円) より、分配対象収益は 2, 435, 328, 447 円 (1 万口当たり 15, 492. 93

円)であり、うち 5,810,820 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	円)であり、うち 5,501,637 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 5 月 11 日至 2024 年 6 月 10 日) 第 156 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (123,481,796 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,269,753,292 円)、および分配準備積立金 (990,812,867 円) より、分配対象収益は 2,384,047,955 円 (1 万口当たり 14,640.42 円) であり、うち 5,699,403 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2024 年 11 月 12 日至 2024 年 12 月 10 日) 第 162 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,739,427 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,204,247,176 円)、および分配準備積立金 (1,153,909,140 円) より、分配対象収益は 2,367,895,743 円 (1 万口当たり 15,521.78 円) であり、うち 5,339,359 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 6 月 11 日至 2024 年 7 月 10 日) 第 157 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (14,709,937 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (4,195,191 円)、収益調整金 (1,267,471,916 円)、および分配準備積立金 (1,101,858,360 円) より、分配対象収益は 2,388,235,404 円 (1 万口当たり 14,721.99 円) であり、うち 5,677,780 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2024 年 12 月 11 日至 2025 年 1 月 10 日) 第 163 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (11,197,900 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,200,487,423 円)、および分配準備積立金 (1,152,670,644 円) より、分配対象収益は 2,364,355,967 円 (1 万口当たり 15,560.51 円) であり、うち 5,318,108 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 7 月 11 日至 2024 年 8 月 13 日) 第 158 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (110,779,423 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,270,395,108 円)、および分配準備積立金 (1,104,649,124 円) より、分配対象収益は 2,485,823,655 円 (1 万口当たり 15,375.80 円) であり、うち 5,658,491 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2025 年 1 月 11 日至 2025 年 2 月 10 日) 第 164 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,449,783 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,183,669,896 円)、および分配準備積立金 (1,141,299,646 円) より、分配対象収益は 2,334,419,325 円 (1 万口当たり 15,588.61 円) であり、うち 5,241,305 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 8 月 14 日至 2024 年 9 月 10 日) 第 159 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (12,870,301 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,268,893,584 円)、および分配準備積立金 (1,203,352,745 円) より、分配対象収益は 2,485,116,630 円 (1 万口当たり 15,420.67 円) であり、うち 5,640,423 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2025 年 2 月 11 日至 2025 年 3 月 10 日) 第 165 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,802,008 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,181,724,616 円)、および分配準備積立金 (1,142,540,553 円) より、分配対象収益は 2,334,067,177 円 (1 万口当たり 15,619.21 円) であり、うち 5,230,249 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 9 月 11 日至 2024 年 10 月 10 日) 第 160 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (12,889,363 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,253,261,441 円)、および分配準備積立	(自 2025 年 3 月 11 日至 2025 年 4 月 10 日) 第 166 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,567,209 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,181,252,396 円)、および分配準備積立

	金（1,192,335,032 円）より、分配対象収益は 2,458,485,836 円（1 万口当たり 15,466.76 円）であり、うち 5,563,349 円（1 万口当たり 35 円）を分配金額としております。	（1,144,263,704 円）より、分配対象収益は 2,335,083,309 円（1 万口当たり 15,648.33 円）であり、うち 5,222,789 円（1 万口当たり 35 円）を分配金額としております。
--	--	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定 27 期（自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	195,092,556 円
親投資信託受益証券	272 円
合計	195,092,828 円

特定 28 期（自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△295,568,835 円
親投資信託受益証券	340 円
合計	△295,568,495 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
期首元本額	1,667,461,728 円	1,589,528,444 円
期中追加設定元本額	31,517,139 円	6,312,379 円
期中一部解約元本額	109,450,423 円	103,615,334 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class	2,485,257,958	1,778,699,120	
	投資信託受益証券 小計		1,778,699,120	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	679,887	690,901	
	親投資信託受益証券 小計		690,901	
合 計			1,779,390,021	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 25 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コースの 2024 年 10 月 11 日から 2025 年 4 月 10 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コースの 2025 年 4 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	166, 130	102, 199
コール・ローン	26, 909, 767	25, 731, 610
投資信託受益証券	987, 132, 604	754, 080, 509
親投資信託受益証券	9, 930	9, 941
未収入金	9, 763, 216	2, 201, 529
流動資産合計	1, 023, 981, 647	782, 125, 788
資産合計	1, 023, 981, 647	782, 125, 788
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3, 415, 145	3, 100, 822
未払解約金	10, 282, 731	3, 654, 559
未払受託者報酬	22, 249	20, 580
未払委託者報酬	1, 246, 268	1, 152, 546
その他未払費用	25, 392	23, 269
流動負債合計	14, 991, 785	7, 951, 776
負債合計	14, 991, 785	7, 951, 776
純資産の部		
元本等		
元本	569, 190, 960	516, 803, 793
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	439, 798, 902	257, 370, 219
(分配準備積立金)	445, 564, 343	405, 526, 284
元本等合計	1, 008, 989, 862	774, 174, 012
純資産合計	1, 008, 989, 862	774, 174, 012
負債純資産合計	1, 023, 981, 647	782, 125, 788

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	特定 27 期 自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
営業収益		
受取配当金	88,929,142	35,657,421
受取利息	16,012	35,914
有価証券売買等損益	△54,875,740	△152,579,229
営業収益合計	34,069,414	△116,885,894
営業費用		
受託者報酬	141,559	129,715
委託者報酬	7,929,755	7,265,960
その他費用	25,392	23,269
営業費用合計	8,096,706	7,418,944
営業利益又は営業損失（△）	25,972,708	△124,304,838
経常利益又は経常損失（△）	25,972,708	△124,304,838
当期純利益又は当期純損失（△）	25,972,708	△124,304,838
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,707,229	△107,837
期首剰余金又は期首欠損金（△）	450,645,146	439,798,902
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,584,163	9,170,182
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,584,163	9,170,182
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,728,261	48,019,717
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,728,261	48,019,717
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	20,967,625	19,382,147
期末剰余金又は期末欠損金（△）	439,798,902	257,370,219

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定 28 期
	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定 27 期	特定 28 期
	(2024 年 10 月 10 日現在)	(2025 年 4 月 10 日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	569,190,960 口	516,803,793 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.7727 円 (1 万口当たりの純資産額 17,727 円)	1 口当たり純資産額 1.4980 円 (1 万口当たりの純資産額 14,980 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定 27 期	特定 28 期
	自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
分配金の計算過程	(自 2024 年 4 月 11 日至 2024 年 5 月 10 日) 第 155 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (5,693,668 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (531,234,496 円)、および分配準備積立金 (423,617,863 円) より、分配対象収益は 960,546,027 円 (1 万口当たり 16,223.51 円)	(自 2024 年 10 月 11 日至 2024 年 11 月 11 日) 第 161 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (5,373,586 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (529,177,293 円)、および分配準備積立金 (437,456,393 円) より、分配対象収益は 972,007,272 円 (1 万口当たり 17,319.78 円)

であり、うち 3,552,422 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。	であり、うち 3,367,273 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。
（自 2024 年 5 月 11 日至 2024 年 6 月 10 日） 第 156 計算期間末における費用控除後の配当等 収益（34,167,989 円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調 整金（542,781,121 円）、および分配準備積立金 （422,032,768 円）より、分配対象収益は 998,981,878 円（1 万口当たり 16,736.01 円） であり、うち 3,581,434 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。	（自 2024 年 11 月 12 日至 2024 年 12 月 10 日） 第 162 計算期間末における費用控除後の配当等 収益（4,900,752 円）、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整 金（527,271,162 円）、および分配準備積立金 （432,457,633 円）より、分配対象収益は 964,629,547 円（1 万口当たり 17,347.94 円） であり、うち 3,336,291 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。
（自 2024 年 6 月 11 日至 2024 年 7 月 10 日） 第 157 計算期間末における費用控除後の配当等 収益（6,991,591 円）、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整 金（528,566,115 円）、および分配準備積立金 （436,856,814 円）より、分配対象収益は 972,414,520 円（1 万口当たり 16,796.79 円） であり、うち 3,473,571 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。	（自 2024 年 12 月 11 日至 2025 年 1 月 10 日） 第 163 計算期間末における費用控除後の配当等 収益（5,721,628 円）、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整 金（512,232,775 円）、および分配準備積立金 （420,091,600 円）より、分配対象収益は 938,046,003 円（1 万口当たり 17,394.10 円） であり、うち 3,235,738 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。
（自 2024 年 7 月 11 日至 2024 年 8 月 13 日） 第 158 計算期間末における費用控除後の配当等 収益（25,794,162 円）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調 整金（535,318,365 円）、および分配準備積立金 （433,840,137 円）より、分配対象収益は 994,952,664 円（1 万口当たり 17,187.91 円） であり、うち 3,473,207 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。	（自 2025 年 1 月 11 日至 2025 年 2 月 10 日） 第 164 計算期間末における費用控除後の配当等 収益（4,593,075 円）、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整 金（505,028,139 円）、および分配準備積立金 （413,774,071 円）より、分配対象収益は 923,395,285 円（1 万口当たり 17,420.76 円） であり、うち 3,180,327 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。
（自 2024 年 8 月 14 日至 2024 年 9 月 10 日） 第 159 計算期間末における費用控除後の配当等 収益（6,155,271 円）、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整 金（536,018,874 円）、および分配準備積立金 （455,072,750 円）より、分配対象収益は 997,246,895 円（1 万口当たり 17,234.29 円） であり、うち 3,471,846 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。	（自 2025 年 2 月 11 日至 2025 年 3 月 10 日） 第 165 計算期間末における費用控除後の配当等 収益（4,730,115 円）、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整 金（503,061,745 円）、および分配準備積立金 （411,763,674 円）より、分配対象収益は 919,555,534 円（1 万口当たり 17,450.55 円） であり、うち 3,161,696 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。
（自 2024 年 9 月 11 日至 2024 年 10 月 10 日） 第 160 計算期間末における費用控除後の配当等 収益（6,242,396 円）、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整 金（534,809,641 円）、および分配準備積立金 （442,737,092 円）より、分配対象収益は	（自 2025 年 3 月 11 日至 2025 年 4 月 10 日） 第 166 計算期間末における費用控除後の配当等 収益（4,540,031 円）、費用控除後、繰越欠損金 補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整 金（494,662,910 円）、および分配準備積立金 （404,087,075 円）より、分配対象収益は

	983,789,129 円（1 万口当たり 17,283.99 円）であり、うち 3,415,145 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。	903,290,016 円（1 万口当たり 17,478.39 円）であり、うち 3,100,822 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定 28 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク

	管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定 27 期（自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	71,066,599 円
親投資信託受益証券	4 円
合計	71,066,603 円

特定 28 期（自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△92,240,978 円
親投資信託受益証券	5 円
合計	△92,240,973 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定 28 期

自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	特定 27 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 28 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
期首元本額	586,661,961 円	569,190,960 円
期中追加設定元本額	40,503,006 円	12,285,342 円
期中一部解約元本額	57,974,007 円	64,672,509 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class	951,761,340	754,080,509	
	投資信託受益証券 小計		754,080,509	
親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーフ ァンド	9,783	9,941	
	親投資信託受益証券 小計		9,941	
合 計			754,090,450	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 25 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・米ドルコースの 2024 年 10 月 11 日から 2025 年 4 月 10 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・米ドルコースの 2025 年 4 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日本株厳選ファンド・米ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定 23 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,324,186	1,451,632
コール・ローン	376,473,056	365,492,731
投資信託受益証券	13,903,544,324	10,713,849,431
親投資信託受益証券	199,666	199,882
未収入金	30,051,419	19,166,607
流動資産合計	14,312,592,651	11,100,160,283
資産合計	14,312,592,651	11,100,160,283
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	63,320,785	55,742,544
未払解約金	35,003,316	46,680,948
未払受託者報酬	308,158	289,323
未払委託者報酬	17,257,334	16,202,352
その他未払費用	362,220	327,452
流動負債合計	116,251,813	119,242,619
負債合計	116,251,813	119,242,619
純資産の部		
元本等		
元本	10,553,464,185	9,290,424,026
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,642,876,653	1,690,493,638
(分配準備積立金)	6,991,269,808	6,106,863,819
元本等合計	14,196,340,838	10,980,917,664
純資産合計	14,196,340,838	10,980,917,664
負債純資産合計	14,312,592,651	11,100,160,283

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	特定 23 期 自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	特定 24 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
営業収益		
受取配当金	1,396,841,352	443,080,154
受取利息	217,028	449,913
有価証券売買等損益	△1,102,266,400	△1,510,339,886
営業収益合計	294,791,980	△1,066,809,819
営業費用		
受託者報酬	2,012,833	1,819,681
委託者報酬	112,721,138	101,904,518
その他費用	362,220	327,452
営業費用合計	115,096,191	104,051,651
営業利益又は営業損失 (△)	179,695,789	△1,170,861,470
経常利益又は経常損失 (△)	179,695,789	△1,170,861,470
当期純利益又は当期純損失 (△)	179,695,789	△1,170,861,470
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	7,136,397	△13,636,134
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	4,050,272,058	3,642,876,653
剰余金増加額又は欠損金減少額	182,688,390	35,189,193
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	182,688,390	35,189,193
剰余金減少額又は欠損金増加額	375,175,320	480,826,049
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	375,175,320	480,826,049
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	387,467,867	349,520,823
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,642,876,653	1,690,493,638

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定 24 期
	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定 23 期	特定 24 期
	(2024 年 10 月 10 日現在)	(2025 年 4 月 10 日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	10,553,464,185 口	9,290,424,026 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.3452 円 (1 万口当たりの純資産額 13,452 円)	1 口当たり純資産額 1.1820 円 (1 万口当たりの純資産額 11,820 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定 23 期	特定 24 期
	自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
分配金の計算過程	(自 2024 年 4 月 11 日至 2024 年 5 月 10 日) 第 130 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (95,744,310 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (4,747,490,757 円)、および分配準備積立金 (6,571,612,645 円) より、分配対象収益は 11,414,847,712 円 (1 万口当たり 10,369.31	(自 2024 年 10 月 11 日至 2024 年 11 月 11 日) 第 136 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (81,072,497 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (4,672,958,684 円)、および分配準備積立金 (6,797,203,094 円) より、分配対象収益は 11,551,234,275 円 (1 万口当たり 11,244.30

円)であり、うち 66,049,769 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。	円)であり、うち 61,637,832 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 5 月 11 日至 2024 年 6 月 10 日) 第 131 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (509,292,307 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調 整金 (4,740,788,050 円)、および分配準備積立 金 (6,462,847,433 円) より、分配対象収益は 11,712,927,790 円 (1 万口当たり 10,778.11 円)であり、うち 65,204,010 円 (1 万口当 たり 60 円) を分配金額としております。	(自 2024 年 11 月 12 日至 2024 年 12 月 10 日) 第 137 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (67,197,701 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調 整金 (4,507,864,010 円)、および分配準備積立 金 (6,553,781,874 円) より、分配対象収益は 11,128,843,585 円 (1 万口当たり 11,252.24 円)であり、うち 59,342,021 円 (1 万口当 たり 60 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 6 月 11 日至 2024 年 7 月 10 日) 第 132 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (99,359,427 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調 整金 (4,740,030,975 円)、および分配準備積立 金 (6,804,121,627 円) より、分配対象収益は 11,643,512,029 円 (1 万口当たり 10,810.42 円)であり、うち 64,623,825 円 (1 万口当 たり 60 円) を分配金額としております。	(自 2024 年 12 月 11 日至 2025 年 1 月 10 日) 第 138 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (67,700,516 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調 整金 (4,471,675,212 円)、および分配準備積立 金 (6,474,586,152 円) より、分配対象収益は 11,013,961,880 円 (1 万口当たり 11,261.48 円)であり、うち 58,681,271 円 (1 万口当 たり 60 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 7 月 11 日至 2024 年 8 月 13 日) 第 133 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (459,429,591 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調 整金 (4,793,895,792 円)、および分配準備積立 金 (6,719,143,878 円) より、分配対象収益は 11,972,469,261 円 (1 万口当たり 11,179.69 円)であり、うち 64,254,741 円 (1 万口当 たり 60 円) を分配金額としております。	(自 2025 年 1 月 11 日至 2025 年 2 月 10 日) 第 139 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (50,363,288 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調 整金 (4,382,419,494 円)、および分配準備積立 金 (6,324,152,130 円) より、分配対象収益は 10,756,934,912 円 (1 万口当たり 11,254.17 円)であり、うち 57,349,079 円 (1 万口当 たり 60 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 8 月 14 日至 2024 年 9 月 10 日) 第 134 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (87,473,438 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調 整金 (4,829,969,682 円)、および分配準備積立 金 (7,033,780,075 円) より、分配対象収益は 11,951,223,195 円 (1 万口当たり 11,201.69 円)であり、うち 64,014,737 円 (1 万口当 たり 60 円) を分配金額としております。	(自 2025 年 2 月 11 日至 2025 年 3 月 10 日) 第 140 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (51,923,701 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調 整金 (4,350,878,285 円)、および分配準備積立 金 (6,240,313,356 円) より、分配対象収益は 10,643,115,342 円 (1 万口当たり 11,249.05 円)であり、うち 56,768,076 円 (1 万口当 たり 60 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 9 月 11 日至 2024 年 10 月 10 日) 第 135 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (88,298,250 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調 整金 (4,792,063,934 円)、および分配準備積立 金 (6,966,292,343 円) より、分配対象収益は	(自 2025 年 3 月 11 日至 2025 年 4 月 10 日) 第 141 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (49,568,624 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調 整金 (4,282,068,392 円)、および分配準備積立 金 (6,113,037,739 円) より、分配対象収益は

	11,846,654,527 円（1 万口当たり 11,225.37 円）であり、うち 63,320,785 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。	10,444,674,755 円（1 万口当たり 11,242.41 円）であり、うち 55,742,544 円（1 万口当たり 60 円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定 24 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク

	管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定 23 期（自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,042,582,242 円
親投資信託受益証券	79 円
合計	1,042,582,321 円

特定 24 期（自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△1,107,882,453 円
親投資信託受益証券	98 円
合計	△1,107,882,355 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定 24 期

自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	特定 23 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
期首元本額	11,085,557,693 円	10,553,464,185 円
期中追加設定元本額	514,866,216 円	101,405,388 円
期中一部解約元本額	1,046,959,724 円	1,364,445,547 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class	13,118,463,856	10,713,849,431	
	投資信託受益証券 小計		10,713,849,431	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	196,696	199,882	
	親投資信託受益証券 小計		199,882	
合 計			10,714,049,313	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・メキシコペソコースの2024年10月11日から2025年4月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・メキシコペソコースの2025年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日本株厳選ファンド・メキシコペソコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定 23 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	226,819	110,758
コール・ローン	36,740,266	27,886,697
投資信託受益証券	1,143,526,329	641,679,133
親投資信託受益証券	199,666	199,882
未収入金	33,658,899	3,119,953
流動資産合計	1,214,351,979	672,996,423
資産合計	1,214,351,979	672,996,423
負債の部		
流動負債		
未払金	-	452,640
未払収益分配金	2,460,362	1,634,885
未払解約金	36,103,072	5,871,990
未払受託者報酬	26,061	17,975
未払委託者報酬	1,459,662	1,006,940
その他未払費用	36,829	22,925
流動負債合計	40,085,986	9,007,355
負債合計	40,085,986	9,007,355
純資産の部		
元本等		
元本	702,960,642	467,110,075
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	471,305,351	196,878,993
（分配準備積立金）	293,424,366	210,550,767
元本等合計	1,174,265,993	663,989,068
純資産合計	1,174,265,993	663,989,068
負債純資産合計	1,214,351,979	672,996,423

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	特定 23 期 自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	特定 24 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
営業収益		
受取配当金	146,716,820	57,335,847
受取利息	33,713	47,587
有価証券売買等損益	△348,072,344	△163,707,577
営業収益合計	△201,321,811	△106,324,143
営業費用		
受託者報酬	205,059	127,834
委託者報酬	11,485,497	7,160,716
その他費用	36,829	22,925
営業費用合計	11,727,385	7,311,475
営業利益又は営業損失 (△)	△213,049,196	△113,635,618
経常利益又は経常損失 (△)	△213,049,196	△113,635,618
当期純利益又は当期純損失 (△)	△213,049,196	△113,635,618
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△19,600,742	△1,504,188
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	821,702,267	471,305,351
剰余金増加額又は欠損金減少額	356,337,541	30,740,849
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	356,337,541	30,740,849
剰余金減少額又は欠損金増加額	496,090,321	181,506,651
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	496,090,321	181,506,651
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	17,195,682	11,529,126
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	471,305,351	196,878,993

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定 24 期
	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定 23 期	特定 24 期
	(2024 年 10 月 10 日現在)	(2025 年 4 月 10 日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	702,960,642 口	467,110,075 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.6705 円 (1 万口当たりの純資産額 16,705 円)	1 口当たり純資産額 1.4215 円 (1 万口当たりの純資産額 14,215 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定 23 期	特定 24 期
	自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
分配金の計算過程	(自 2024 年 4 月 11 日至 2024 年 5 月 10 日) 第 130 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (16,443,368 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,350,936,688 円)、および分配準備積立金 (365,908,731 円) より、分配対象収益は 1,733,288,787 円 (1 万口当たり 17,954.20	(自 2024 年 10 月 11 日至 2024 年 11 月 11 日) 第 136 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (10,561,166 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,034,854,474 円)、および分配準備積立金 (282,441,383 円) より、分配対象収益は 1,327,857,023 円 (1 万口当たり 19,308.73

円)であり、うち 3,378,881 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	円)であり、うち 2,406,942 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 5 月 11 日至 2024 年 6 月 10 日) 第 131 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (64,475,318 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,367,159,668 円)、および分配準備積立金 (339,564,409 円) より、分配対象収益は 1,771,199,395 円 (1 万口当たり 18,606.57 円) であり、うち 3,331,724 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2024 年 11 月 12 日至 2024 年 12 月 10 日) 第 137 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,636,554 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (919,739,301 円)、および分配準備積立金 (254,881,701 円) より、分配対象収益は 1,184,257,556 円 (1 万口当たり 19,431.98 円) であり、うち 2,133,030 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 6 月 11 日至 2024 年 7 月 10 日) 第 132 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (16,498,331 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,186,541,737 円)、および分配準備積立金 (321,393,033 円) より、分配対象収益は 1,524,433,101 円 (1 万口当たり 18,776.86 円) であり、うち 2,841,537 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2024 年 12 月 11 日至 2025 年 1 月 10 日) 第 138 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (9,442,120 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (823,744,725 円)、および分配準備積立金 (229,509,034 円) より、分配対象収益は 1,062,695,879 円 (1 万口当たり 19,571.67 円) であり、うち 1,900,418 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 7 月 11 日至 2024 年 8 月 13 日) 第 133 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (13,486,708 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,089,725,354 円)、および分配準備積立金 (293,703,714 円) より、分配対象収益は 1,396,915,776 円 (1 万口当たり 18,927.06 円) であり、うち 2,583,182 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2025 年 1 月 11 日至 2025 年 2 月 10 日) 第 139 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (7,213,849 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (783,496,507 円)、および分配準備積立金 (222,209,983 円) より、分配対象収益は 1,012,920,339 円 (1 万口当たり 19,677.03 円) であり、うち 1,801,705 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 8 月 14 日至 2024 年 9 月 10 日) 第 134 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (11,625,896 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,108,544,830 円)、および分配準備積立金 (294,873,446 円) より、分配対象収益は 1,415,044,172 円 (1 万口当たり 19,048.70 円) であり、うち 2,599,996 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2025 年 2 月 11 日至 2025 年 3 月 10 日) 第 140 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,695,397 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (720,548,344 円)、および分配準備積立金 (206,644,872 円) より、分配対象収益は 933,888,613 円 (1 万口当たり 19,784.02 円) であり、うち 1,652,146 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 9 月 11 日至 2024 年 10 月 10 日) 第 135 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (12,318,273 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1,053,042,069 円)、および分配準備積立金 (283,566,455 円) より、分配対象収益は	(自 2025 年 3 月 11 日至 2025 年 4 月 10 日) 第 141 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (6,588,236 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (716,914,616 円)、および分配準備積立金 (205,597,416 円) より、分配対象収益は

	1,348,926,797 円（1 万口当たり 19,189.22 円）であり、うち 2,460,362 円（1 万口当たり 35 円）を分配金額としております。	929,100,268 円（1 万口当たり 19,890.39 円）であり、うち 1,634,885 円（1 万口当たり 35 円）を分配金額としております。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定 24 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク

	管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定 23 期（自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	107,490,352 円
親投資信託受益証券	79 円
合計	107,490,431 円

特定 24 期（自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△91,066,073 円
親投資信託受益証券	98 円
合計	△91,065,975 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定 24 期

自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	特定 23 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
期首元本額	883, 243, 114 円	702, 960, 642 円
期中追加設定元本額	416, 651, 760 円	48, 509, 859 円
期中一部解約元本額	596, 934, 232 円	284, 360, 426 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class	959, 161, 634	641, 679, 133	
	投資信託受益証券 小計		641, 679, 133	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	196, 696	199, 882	
	親投資信託受益証券 小計		199, 882	
合 計			641, 879, 015	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 25 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・トルコリラコースの 2024 年 10 月 11 日から 2025 年 4 月 10 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・トルコリラコースの 2025 年 4 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【日本株厳選ファンド・トルコリラコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	特定 23 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	346,948	196,062
コール・ローン	56,198,844	49,364,645
投資信託受益証券	1,225,125,057	1,219,364,657
親投資信託受益証券	199,666	199,882
未収入金	816,945	13,588,783
流動資産合計	1,282,687,460	1,282,714,029
資産合計	1,282,687,460	1,282,714,029
負債の部		
流動負債		
未払金	13,186,023	-
未払収益分配金	11,622,626	12,524,546
未払解約金	5,705,183	18,449,136
未払受託者報酬	26,997	32,730
未払委託者報酬	1,511,964	1,833,354
その他未払費用	25,057	32,897
流動負債合計	32,077,850	32,872,663
負債合計	32,077,850	32,872,663
純資産の部		
元本等		
元本	3,320,750,334	3,578,441,918
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△2,070,140,724	△2,328,600,552
(分配準備積立金)	252,787,072	413,545,389
元本等合計	1,250,609,610	1,249,841,366
純資産合計	1,250,609,610	1,249,841,366
負債純資産合計	1,282,687,460	1,282,714,029

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	特定 23 期 自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	特定 24 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
営業収益		
受取配当金	279,931,865	348,567,686
受取利息	30,342	65,461
有価証券売買等損益	△162,578,963	△370,486,592
営業収益合計	117,383,244	△21,853,445
営業費用		
受託者報酬	139,704	183,209
委託者報酬	7,825,465	10,262,167
その他費用	25,057	32,897
営業費用合計	7,990,226	10,478,273
営業利益又は営業損失 (△)	109,393,018	△32,331,718
経常利益又は経常損失 (△)	109,393,018	△32,331,718
当期純利益又は当期純損失 (△)	109,393,018	△32,331,718
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	1,211,644	△192,263
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,157,705,745	△2,070,140,724
剰余金増加額又は欠損金減少額	743,933,710	726,207,971
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	743,933,710	726,207,971
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,701,614,262	879,578,131
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,701,614,262	879,578,131
分配金	62,935,801	72,950,213
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△2,070,140,724	△2,328,600,552

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	特定 24 期
	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	特定 23 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
1. 当特定期間の末日における受益権の総数	3, 320, 750, 334 口	3, 578, 441, 918 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55 条の 6 第 10 号に規定する額	元本の欠損 2, 070, 140, 724 円	元本の欠損 2, 328, 600, 552 円
3. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0. 3766 円 (1 万口当たりの純資産額 3, 766 円)	1 口当たり純資産額 0. 3493 円 (1 万口当たりの純資産額 3, 493 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	特定 23 期 自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日	特定 24 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
分配金の計算過程	(自 2024 年 4 月 11 日至 2024 年 5 月 10 日) 第 130 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (27, 410, 931 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調	(自 2024 年 10 月 11 日至 2024 年 11 月 11 日) 第 136 計算期間末における費用控除後の配当等 収益 (49, 234, 882 円)、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調

整金 (1, 009, 244, 982 円)、および分配準備積立金 (108, 266, 844 円) より、分配対象収益は 1, 144, 922, 757 円 (1 万口当たり 6, 309. 50 円) であり、うち 6, 351, 109 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	整金 (1, 785, 370, 988 円)、および分配準備積立金 (215, 440, 776 円) より、分配対象収益は 2, 050, 046, 646 円 (1 万口当たり 7, 045. 53 円) であり、うち 10, 183, 987 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 5 月 11 日至 2024 年 6 月 10 日) 第 131 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (35, 469, 893 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (1, 586, 208, 254 円)、および分配準備積立金 (124, 658, 494 円) より、分配対象収益は 1, 746, 336, 641 円 (1 万口当たり 6, 423. 31 円) であり、うち 9, 515, 616 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2024 年 11 月 12 日至 2024 年 12 月 10 日) 第 137 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (50, 381, 491 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (2, 292, 168, 002 円)、および分配準備積立金 (242, 347, 866 円) より、分配対象収益は 2, 584, 897, 359 円 (1 万口当たり 7, 188. 22 円) であり、うち 12, 586, 061 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 6 月 11 日至 2024 年 7 月 10 日) 第 132 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (49, 859, 247 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (2, 041, 180, 997 円)、および分配準備積立金 (143, 618, 444 円) より、分配対象収益は 2, 234, 658, 688 円 (1 万口当たり 6, 535. 31 円) であり、うち 11, 967, 765 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2024 年 12 月 11 日至 2025 年 1 月 10 日) 第 138 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (66, 082, 759 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (2, 286, 606, 162 円)、および分配準備積立金 (272, 516, 230 円) より、分配対象収益は 2, 625, 205, 151 円 (1 万口当たり 7, 339. 09 円) であり、うち 12, 519, 557 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 7 月 11 日至 2024 年 8 月 13 日) 第 133 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (56, 920, 744 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (2, 046, 788, 248 円)、および分配準備積立金 (152, 713, 146 円) より、分配対象収益は 2, 256, 422, 138 円 (1 万口当たり 6, 672. 97 円) であり、うち 11, 835, 018 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2025 年 1 月 11 日至 2025 年 2 月 10 日) 第 139 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (55, 216, 256 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (2, 330, 383, 610 円)、および分配準備積立金 (302, 706, 642 円) より、分配対象収益は 2, 688, 306, 508 円 (1 万口当たり 7, 466. 74 円) であり、うち 12, 601, 316 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 8 月 14 日至 2024 年 9 月 10 日) 第 134 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (53, 252, 883 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (2, 022, 109, 611 円)、および分配準備積立金 (186, 818, 319 円) より、分配対象収益は 2, 262, 180, 813 円 (1 万口当たり 6, 799. 95 円) であり、うち 11, 643, 667 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。	(自 2025 年 2 月 11 日至 2025 年 3 月 10 日) 第 140 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (60, 849, 397 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (2, 322, 223, 045 円)、および分配準備積立金 (339, 417, 880 円) より、分配対象収益は 2, 722, 490, 322 円 (1 万口当たり 7, 601. 84 円) であり、うち 12, 534, 746 円 (1 万口当たり 35 円) を分配金額としております。
(自 2024 年 9 月 11 日至 2024 年 10 月 10 日) 第 135 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (47, 403, 975 円)、費用控除後、繰越欠損	(自 2025 年 3 月 11 日至 2025 年 4 月 10 日) 第 141 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (51, 849, 812 円)、費用控除後、繰越欠損

	金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（2,030,072,049 円）、および分配準備積立金（217,005,723 円）より、分配対象収益は 2,294,481,747 円（1 万口当たり 6,909.53 円）であり、うち 11,622,626 円（1 万口当たり 35 円）を分配金額としております。	金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（2,333,770,756 円）、および分配準備積立金（374,220,123 円）より、分配対象収益は 2,759,840,691 円（1 万口当たり 7,712.41 円）であり、うち 12,524,546 円（1 万口当たり 35 円）を分配金額としております。
--	--	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	特定 24 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、

	リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定 23 期（自 2024 年 4 月 11 日 至 2024 年 10 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	75,185,559 円
親投資信託受益証券	79 円
合計	75,185,638 円

特定 24 期（自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△177,473,952 円
親投資信託受益証券	98 円
合計	△177,473,854 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定 24 期 自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	特定 23 期 (2024 年 10 月 10 日現在)	特定 24 期 (2025 年 4 月 10 日現在)
期首元本額	1, 778, 245, 585 円	3, 320, 750, 334 円
期中追加設定元本額	2, 721, 769, 626 円	1, 445, 345, 517 円
期中一部解約元本額	1, 179, 264, 877 円	1, 187, 653, 933 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class	11, 115, 448, 108	1, 219, 364, 657	
	投資信託受益証券 小計		1, 219, 364, 657	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	196, 696	199, 882	
	親投資信託受益証券 小計		199, 882	
合 計			1, 219, 564, 539	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「日本株厳選ファンド・円コース」、「日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース」、「日本株厳選ファンド・豪ドルコース」、「日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース」、「日本株厳選ファンド・米ドルコース」、「日本株厳選ファンド・メキシコペソコース」および「日本株厳選ファンド・トルコリラコース」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

		(単位：円)
		(2025年4月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		8,149,465
コール・ローン		2,051,877,167
国債証券		1,497,752,000
特殊債券		1,608,858,980
社債券		299,736,400
未収利息		1,791,321
前払費用		287,386
流動資産合計		5,468,452,719
資産合計		5,468,452,719
負債の部		
流動負債		
未払解約金		2,163,037
流動負債合計		2,163,037
負債合計		2,163,037
純資産の部		
元本等		
元本		5,379,155,265
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		87,134,417
元本等合計		5,466,289,682
純資産合計		5,466,289,682
負債純資産合計		5,468,452,719

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 有価証券の評価基準及び評	国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評

価方法	価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
-----	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025 年 4 月 10 日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	5, 379, 155, 265 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0162 円 (1 万口当たりの純資産額 10, 162 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024 年 10 月 11 日 至 2025 年 4 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク

	があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025 年 4 月 10 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024 年 10 月 11 日
至 2025 年 4 月 10 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 4 月 10 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,263,352,260 円
同期中における追加設定元本額	4,523,914,507 円
同期中における一部解約元本額	4,408,111,502 円
2025 年 4 月 10 日現在の元本の内訳	
SMBC ファンドラップ・日本バリュー株	984,252 円
SMBC ファンドラップ・J-REIT	984,252 円
SMBC ファンドラップ・G-REIT	93,018,163 円
SMBC ファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889 円
SMBC ファンドラップ・米国株	984,543 円
SMBC ファンドラップ・欧州株	89,718,432 円
SMBC ファンドラップ・新興国株	61,111,034 円
SMBC ファンドラップ・コモディティ	30,882,058 円
SMBC ファンドラップ・米国債	136,874,567 円
SMBC ファンドラップ・欧州債	68,341,252 円
SMBC ファンドラップ・新興国債	54,958,024 円
SMBC ファンドラップ・日本グロース株	167,596,581 円
SMBC ファンドラップ・日本中小型株	27,029,827 円
SMBC ファンドラップ・日本債	964,891,078 円
DC 日本国債プラス	1,287,397,579 円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889 円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760 円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887 円
日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コース	9,783 円
日本株 225・米ドルコース	49,237 円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581 円
スマート・ストラテジー・ファンド（年 2 回決算型）	4,566,053 円
カナダ高配当株ツイン α （毎月分配型）	433,260 円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696 円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696 円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696 円
米国分散投資戦略ファンド（1 倍コース）	579,602,344 円
米国分散投資戦略ファンド（3 倍コース）	366,267,059 円
米国分散投資戦略ファンド（5 倍コース）	445,153 円

グローバルD X関連株式ファンド（予想分配金提示型）	295,276 円
グローバルD X関連株式ファンド（資産成長型）	1,968,504 円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697 円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697 円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697 円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697 円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）	19,697 円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）	19,697 円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697 円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697 円
グローバル創業関連株式ファンド	984,834 円
トータルヘッジ用ファンドSMT1号<適格機関投資家限定>	1,113,669,480 円
合 計	5,379,155,265 円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	1 2 5 1 国庫短期証券	1,000,000,000	998,638,000	
	1 2 5 7 国庫短期証券	500,000,000	499,114,000	
	国債証券 小計		1,497,752,000	
特殊債券	3 0 政保政策投資C	200,000,000	199,956,200	
	2 4 3 政保道路機構	300,000,000	299,971,500	
	2 4 7 政保道路機構	300,000,000	300,000,000	
	2 4 9 政保道路機構	220,000,000	220,000,880	
	2 5 8 政保道路機構	200,000,000	199,887,800	
	7 2 政保地方公共団	189,000,000	189,000,000	
	7 4 政保地方公共団	200,000,000	200,042,600	
	特殊債券 小計		1,608,858,980	
社債券	1 8 大和ハウス	100,000,000	99,980,900	

	70 三菱UFJリース	100,000,000	99,834,200	
	31 沖縄電力	100,000,000	99,921,300	
	社債券 小計		299,736,400	
	合 計		3,406,347,380	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本株厳選ファンド・円コース

2025年4月30日現在

I 資産総額	38,918,681,602 円
II 負債総額	157,862,318 円
III 純資産総額 (I - II)	38,760,819,284 円
IV 発行済口数	48,744,021,086 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.7952 円
(1万口当たり純資産額)	(7,952 円)

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

2025年4月30日現在

I 資産総額	10,198,031,597 円
II 負債総額	37,418,395 円
III 純資産総額 (I - II)	10,160,613,202 円
IV 発行済口数	19,951,583,491 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.5093 円
(1万口当たり純資産額)	(5,093 円)

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

2025年4月30日現在

I 資産総額	2,106,784,736 円
II 負債総額	2,618,174 円
III 純資産総額 (I - II)	2,104,166,562 円
IV 発行済口数	1,491,636,988 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.4106 円
(1万口当たり純資産額)	(14,106 円)

日本株厳選ファンド・アジア 3 通貨コース

2025 年 4 月 30 日現在

I 資産総額	854,693,510 円
II 負債総額	6,334,720 円
III 純資産総額 (I - II)	848,358,790 円
IV 発行済口数	513,348,780 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	1.6526 円 (16,526 円)

日本株厳選ファンド・米ドルコース

2025 年 4 月 30 日現在

I 資産総額	11,976,654,230 円
II 負債総額	20,439,911 円
III 純資産総額 (I - II)	11,956,214,319 円
IV 発行済口数	9,278,349,727 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	1.2886 円 (12,886 円)

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

2025 年 4 月 30 日現在

I 資産総額	780,716,679 円
II 負債総額	1,753,879 円
III 純資産総額 (I - II)	778,962,800 円
IV 発行済口数	472,046,378 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	1.6502 円 (16,502 円)

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

2025 年 4 月 30 日現在

I 資産総額	1,457,404,707 円
II 負債総額	26,871,291 円
III 純資産総額 (I - II)	1,430,533,416 円
IV 発行済口数	3,705,897,271 口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV) (1 万口当たり純資産額)	0.3860 円 (3,860 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年4月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

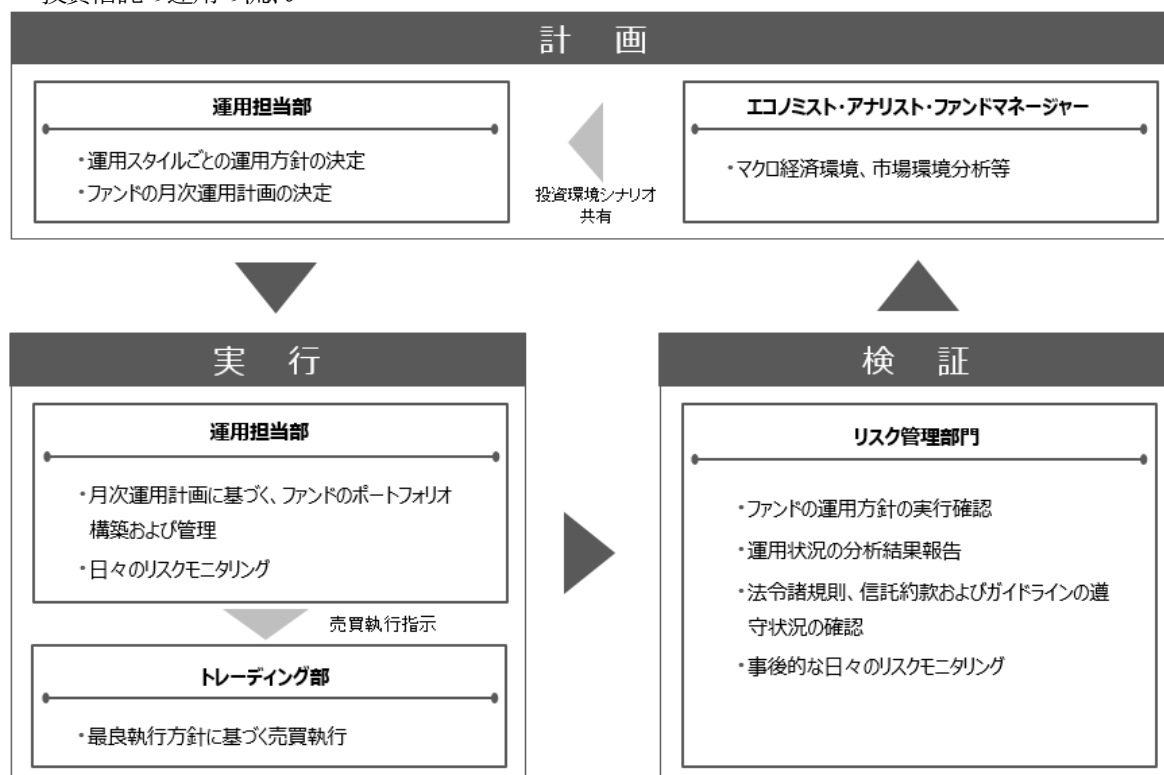
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025 年 4 月 30 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	656	12,782,536
単位型株式投資信託	75	589,842
追加型公社債投資信託	1	22,397
単位型公社債投資信託	129	189,298
合 計	861	13,584,075

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 13 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-
有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定	101,101	511,487
のれん	2,740,868	2,436,327
顧客関連資産	9,332,065	7,218,790
電話加入権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	※1 14,096,622	672,682
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損	※2 12,385	76,933
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	—千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	—千円	—千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	—千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 年以内	1,161,545	1,129,463
1 年超	—	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	40,370	40,367
(2) 組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について 3,191 千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について 3,191 千円（その他有価証券 3,191 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 264,552 千円、当事業年度 279,945 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMEC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィ ナンシャルグル ープ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売 却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,993,505	銀行業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の子会社	SMBC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィ ルミントン市	米ドル 3,010,501	銀行業 (銀行持株 会社)	— %	—	子会社株式の売却(売却 価額)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	3,289.22 円	3,219.24 円
1 株当たり当期純利益	746.27 円	251.16 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ 円コース

約 款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主にわが国の株式を主要投資対象とする「Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
(日本株厳選ファンド・円コース 約款)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月10日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として「Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class」受益証券および三井住友D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

(公社債の借入れの指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年7月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の142.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日まで、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引

所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成23年4月26日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 大和住銀投信投資顧問株式会社
-----	-------------------------------------

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
-----	-----------------------------------

(付表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第36条第4項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

II 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・円コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・米ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ ブラジルリアルコース

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主にわが国の株式を主要投資対象とする「Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
(日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース 約款)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月10日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として「Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class」受益証券および三井住友D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。））、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

(公社債の借入れの指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年7月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の142.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日まで、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第3項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引

所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成23年4月26日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 大和住銀投信投資顧問株式会社
-----	-------------------------------------

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
-----	-----------------------------------

(付表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第36条第4項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

II 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・円コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・米ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ 豪ドルコース

約 款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主にわが国の株式を主要投資対象とする「Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
(日本株厳選ファンド・豪ドルコース 約款)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年4月10日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として「Japan Value Equity Concentrated Fund AUD Class」受益証券および三井住友D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

(公社債の借入れの指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年7月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の142.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日まで、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第3項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引

所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成23年4月26日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 大和住銀投信投資顧問株式会社
-----	-------------------------------------

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
-----	-----------------------------------

(付表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第36条第4項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

II 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・円コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・米ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ アジア 3 通貨コース

約 款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主にわが国の株式を主要投資対象とする「Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
(日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース 約款)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年4月10日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として「Japan Value Equity Concentrated Fund Asia Class」受益証券および三井住友D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。））、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

(公社債の借入れの指図)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間

もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年7月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の142.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日まで、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引

所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成23年4月26日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 大和住銀投信投資顧問株式会社
-----	-------------------------------------

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
-----	-----------------------------------

(付表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第36条第4項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

II 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・円コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・米ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ 米ドルコース

約 款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主にわが国の株式を主要投資対象とする「Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
(日本株厳選ファンド・米ドルコース 約款)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金2,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年4月10日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、2,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有す

る受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として「Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class」受益証券および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

（公社債の借入れの指図）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金

の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成25年8月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の142.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当

等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項(第2項は除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍

となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第

5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年7月26日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 大和住銀投信投資顧問株式会社
-----	-------------------------------------

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
-----	-----------------------------------

(付表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第36条第4項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

II 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・円コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・米ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ メキシコペソコース

約 款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主にわが国の株式を主要投資対象とする「Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
(日本株厳選ファンド・メキシコペソコース 約款)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金2,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年4月10日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、2,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有す

る受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として「Japan Value Equity Concentrated Fund MXN Class」受益証券および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

（公社債の借入れの指図）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金

の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成25年8月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の142.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当

等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項(第2項は除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍

となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第

5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年7月26日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 大和住銀投信投資顧問株式会社
-----	-------------------------------------

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
-----	-----------------------------------

(付表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第36条第4項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

II 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・円コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・米ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・トルコリラコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ トルコリラコース

約 款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主にわが国の株式を主要投資対象とする「Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class」受益証券を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。
- ② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
(日本株厳選ファンド・トルコリラコース 約款)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金2,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年4月10日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、2,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権をその取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得の申込みに応じません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

⑤ 前項の手数料の価額は次の通りとします。

販売会社がそれぞれ定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が販売会社との間で別に定める累積投資約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有す

る受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第16条 委託者は、信託金を、主として「Japan Value Equity Concentrated Fund TRY Class」受益証券および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するものの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従つて、その指図を行います。

（公社債の借入れの指図）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条の2 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託者は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金

の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成25年8月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の142.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当

等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、収益分配金については、原則として第34条第1項に規定する支払開始日および第34条第2項に規定する交付開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については、第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第34条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項(第2項は除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍

となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
- ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、別に定める各信託（この信託を含みます。）の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第38条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。

附則2 第34条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則3 この約款において「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第

5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年7月26日

委託者	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 大和住銀投信投資顧問株式会社
-----	-------------------------------------

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
-----	-----------------------------------

(付表)

I 別に定める日

約款第12条第3項および第36条第4項における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

II 別に定める各信託

約款第36条第8項に定める「別に定める各信託」とは次のものとします。

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・円コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・豪ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・米ドルコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・メキシコペソコース

追加型証券投資信託

日本株厳選ファンド・トルコリラコース